

しもつけしハートフルプラン

第5期 下野市障がい者福祉計画
平成30年度(2018)～平成32年度(2020)



第5期 障がい者計画
第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月
下野市



はじめに

下野市では、障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、共に生きる社会の実現のため、これまで4期にわたり「下野市障がい者福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。



しかしながら、障がい者を取り巻く環境は、社会情勢と共に変化し、精神に障がいがある方の支援や医療的ケア児への支援など新たな課題も発生しております。

これらの課題を解決するため、計画の基本理念である「ふれあうところ かよいあうところ たすけあうところ」に基づき、今後3年間で取り組むべき障がい福祉施策の方向性と具体的な支援策を示した「第5期下野市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、障がい福祉の施策を定める「障がい者計画」と障害福祉サービスの量や確保策を定める「障がい福祉計画」、そして障がい児支援の充実を図るための「障がい児福祉計画」を一体的に策定したもので、本市の障がい者施策の基本的な計画とし、市民の皆様により身近な計画となるよう、愛称を「しもつけしハートフルプラン」といたしました。

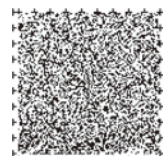
市といたしましては、多くの方に「しもつけしハートフルプラン」を知っていただき、その実現に向け、各種事業を積極的に取り組んでまいります。

さらに「しもつけしハートフルプラン」を推進するためには、市はもとより、障がい者本人やご家族、市民の皆様、関係機関、団体等が協働して、それぞれの立場で役割を担いながら取り組んでいくことが必要です。今後とも、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

下野市長 広瀬 寿雄



目次

第1章 総論

I 計画の策定にあたって	2
1 障がい者福祉計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画における障がい者の定義	4
5 計画の策定体制	4
II 下野市を取り巻く現状と課題	5
1 統計からみる現状	5
2 アンケート調査結果の概要	16
3 障害福祉サービス等の提供状況	30
4 第4期障がい者福祉計画の主な施策の評価について	33
5 下野市地域自立支援協議会から出た課題	35
III 計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の基本目標	37
3 施策の体系	38

第2章 障がい者計画

I 生活・相談支援体制の充実	40
1 障害福祉サービス・生活支援事業の充実	40
2 相談支援・情報提供体制の充実	41
3 共生社会に向けた包括的な連携推進	41
4 地域生活の場の確保	42
5 権利擁護の推進	42
6 移動支援の充実	43
II 障がい児支援体制の充実	44
1 保育・療育環境の充実	44
2 特別支援教育の推進	44
3 医療的ケア児の支援体制の推進	45
4 福祉と教育の連携による切れ目ない障がい児支援体制の推進	45



Ⅲ	社会参加の支援	46
1	多様な就労機会の確保と推進	46
2	文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	46
3	コミュニケーション支援体制の充実	47
4	障がい児・者との地域交流の推進	47
Ⅳ	協働によるまちづくりの推進	48
1	障がいの理解促進と普及啓発	48
2	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	48
3	防災、防犯対策の推進	49
4	地域の福祉意識の醸成	49
5	地域福祉・ボランティア活動の推進	50
6	障がい者差別解消の推進	50

第3章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

I	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	52
1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値	52
2	障害福祉サービスの実績・見込量及び確保の方法	54
3	地域生活支援事業の見込量及び確保の方法	58
4	障害児通所サービスの見込量及び確保の方法	65

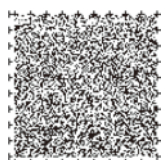
第4章 計画の推進

I	計画の推進に向けて	69
II	関係機関等との連携と役割	69

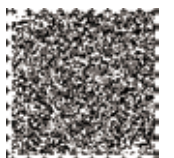
資料編

平成31年より元号が変更となりますが、策定年度時点で新元号が決定していないため、便宜上「平成」と表記するものとします。(本文中も同様)

本計画書の本編には、1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」とコード位置を認識するための切り込みがついています。これは、視覚障がい者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読み取り機械にコードをあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。



第1章 総論



I 計画の策定にあたって

1 障がい者福祉計画の趣旨

我が国では、障がい者及び障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によってわけ隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し制度を整備してきました。

下野市においても、障害者基本法、障害者総合支援法により、国が定めた基本方針に基づき平成18年度からこれまで4期にわたり計画を策定し、障がい者支援のための施策を計画的に推進して参りました。

平成29年度をもって、現行の「第4期下野市障がい者福祉計画」(計画期間：平成27年度から29年度)が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、「第5期下野市障がい者福祉計画(しもつけしハートフルプラン)」(計画期間：平成30年度から32年度)を策定いたしました。

本計画は、障害者基本法に基づく障がい福祉施策を定める「第5期下野市障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの量や確保策を定める「第5期下野市障がい福祉計画」を策定するものです。

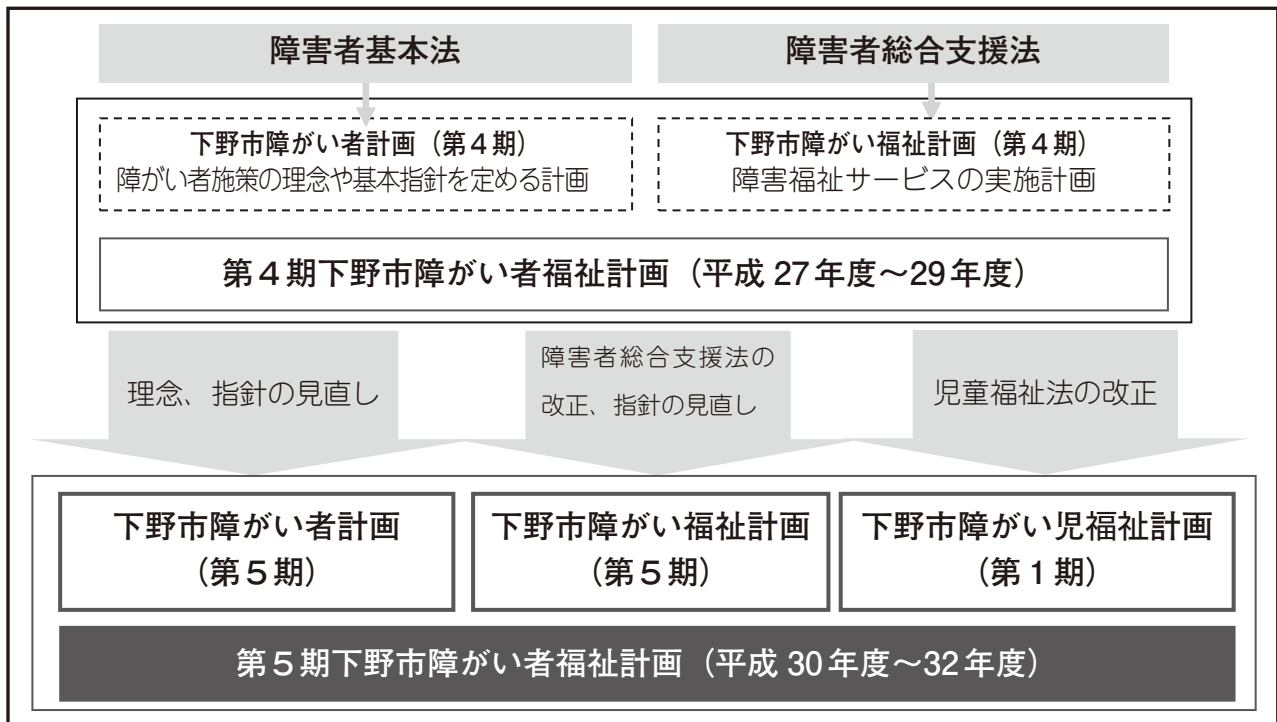
今回、児童福祉法の改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「障害児福祉計画」として、「第1期下野市障がい児福祉計画」を策定するものです。

下野市では、児童福祉法の規定により、「第5期下野市障がい福祉計画」と「第1期下野市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

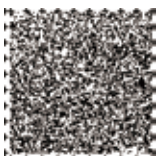
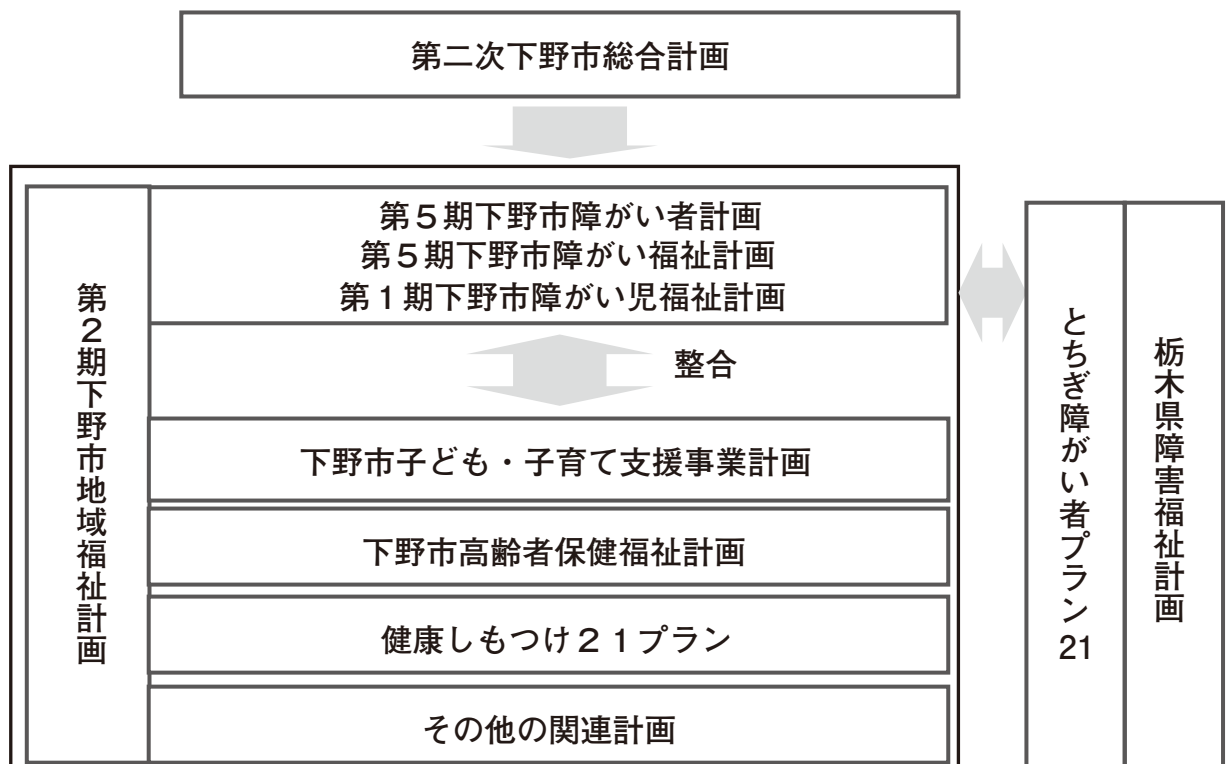


2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者基本計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」と、児童福祉法第3条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、上位計画である「第二次下野市総合計画（平成28年度～平成37年度）」をはじめ、その他市の関連計画との整合を図り、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけます。



■ 計画の推進



3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画名	年度									
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
障がい者計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			
障がい福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			
障がい児福祉計画							第1期計画			

4 計画における障がい者の定義

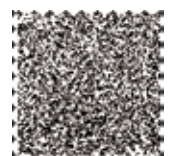
本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定される方を対象とします。平成23年8月の障害者基本法の一部改正により、「障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、社会的障壁は、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、観念その他の一切のものをいう。」と定義されました。

また、本計画において、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記します。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がいのある人のニーズをできるかぎり計画に反映させるため、障がいのある方及び障がい者支援団体等を対象にアンケート調査を実施しました。

また、相談支援、福祉サービス提供事業所関係者や保健・医療・教育・雇用・福祉関係者等や公募委員で構成された「下野市障がい者福祉計画策定委員会」において審議を行いました。



Ⅱ 下野市を取り巻く現状と課題

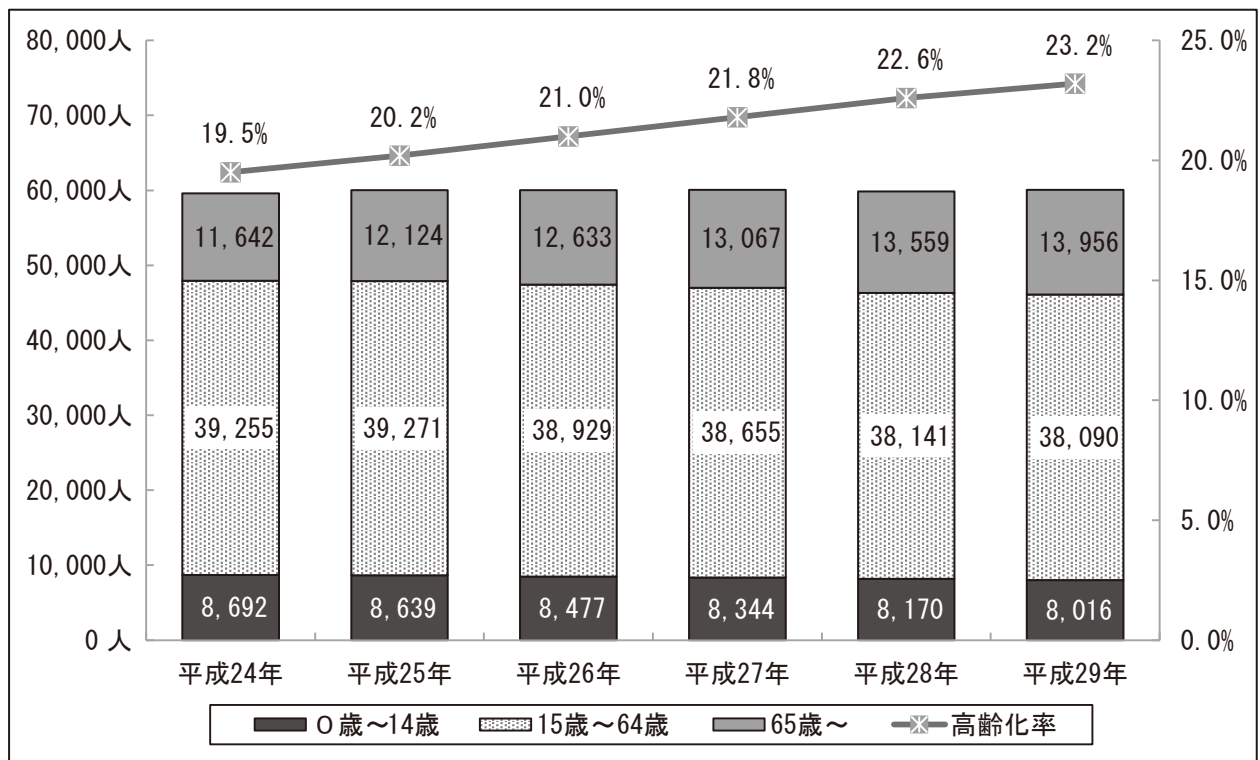
1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

人口の推移についてみると、平成29年3月末時点60,062人であり、ほぼ横ばいとなっていますが、65歳未満の数は減少しています。

また、平成29年3月末時点の高齢化率は23.2%で年々増加しており、高齢化が着実に進行しています。

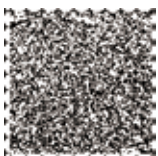
人口の推移(グラフ)



人口の推移(表)

	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	59,589	60,034	60,039	60,066	59,870	60,062
0歳～14歳	【人】	8,692	8,639	8,477	8,344	8,170	8,016
15歳～64歳	【人】	39,255	39,271	38,929	38,655	38,141	38,090
65歳～	【人】	11,642	12,124	12,633	13,067	13,559	13,956
高齢化率(%)	【%】	19.5	20.2	21.0	21.8	22.6	23.2

資料：市民課
(基準日：各年3月末現在)



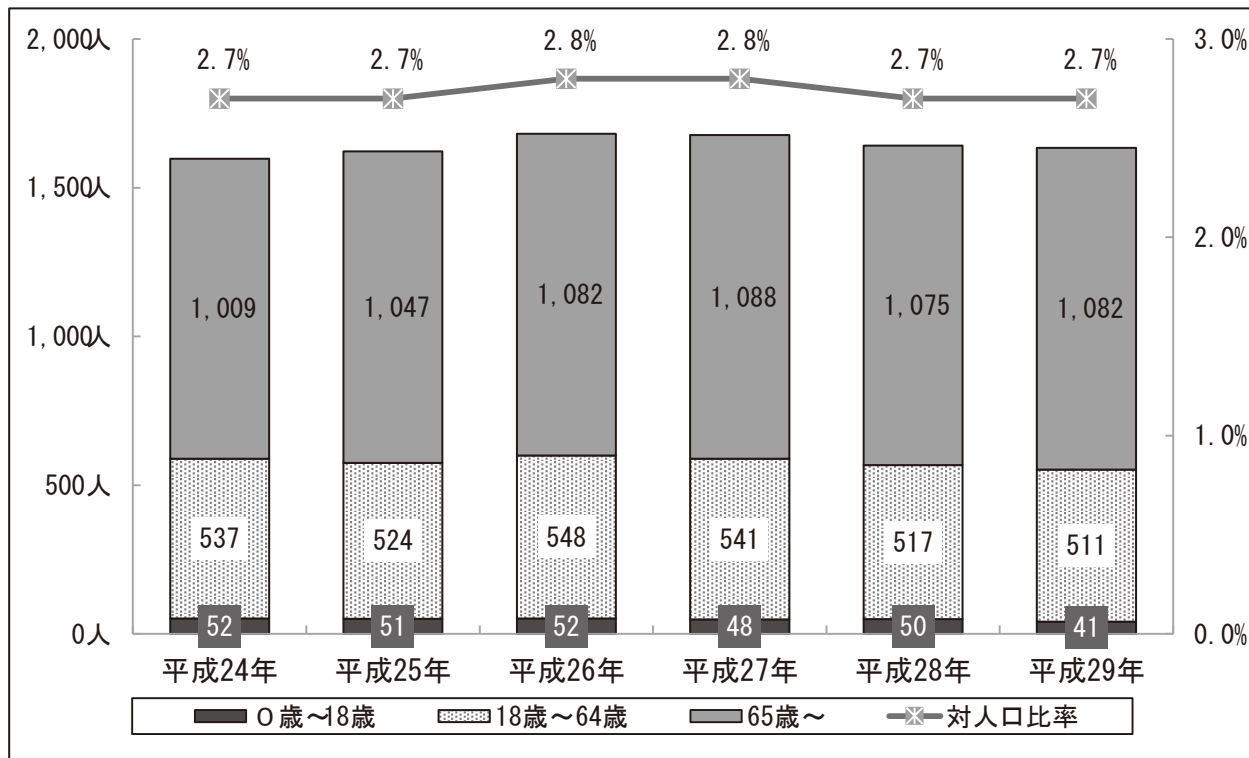
(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数について、年齢別でみると、「65歳以上」が6割以上で、所持者数も増加しています。

障がい種類別でみると、これまで増加傾向であった「肢体不自由」が減少し、その他の部位はほぼ横ばいとなっております。

また、障がい等級別でみると、軽度である「6級」は増加傾向ですが、その他はほぼ横ばいとなっております。

身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移(グラフ)

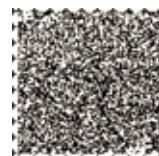


身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移(表)

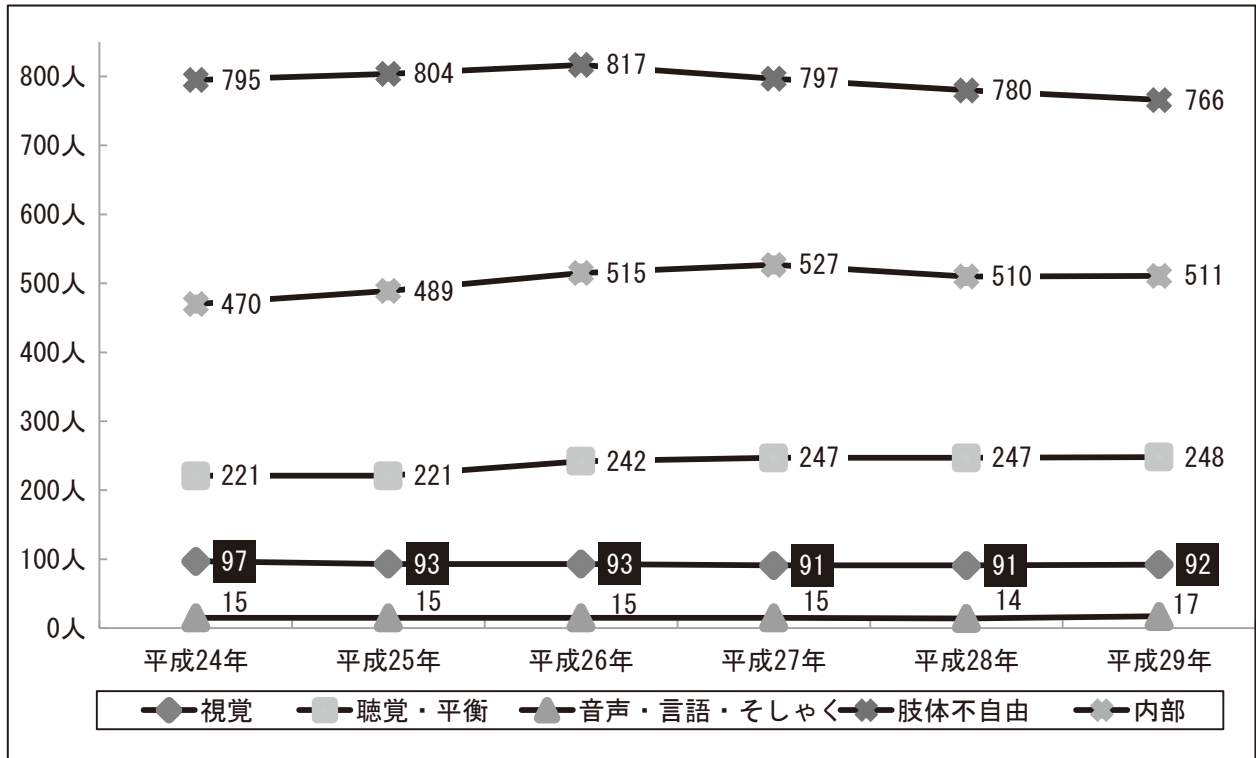
	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	1,598	1,622	1,682	1,677	1,642	1,634
0歳~17歳	【人】	52	51	52	48	50	41
18歳~64歳	【人】	537	524	548	541	517	511
65歳~	【人】	1,009	1,047	1,082	1,088	1,075	1,082
対人口比(%)	【%】	2.7	2.7	2.8	2.8	2.7	2.7

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)



身体障害者手帳所持者数(障がい種別)の推移(グラフ)

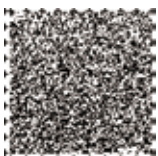


身体障害者手帳所持者数(障がい種別)の推移(表)

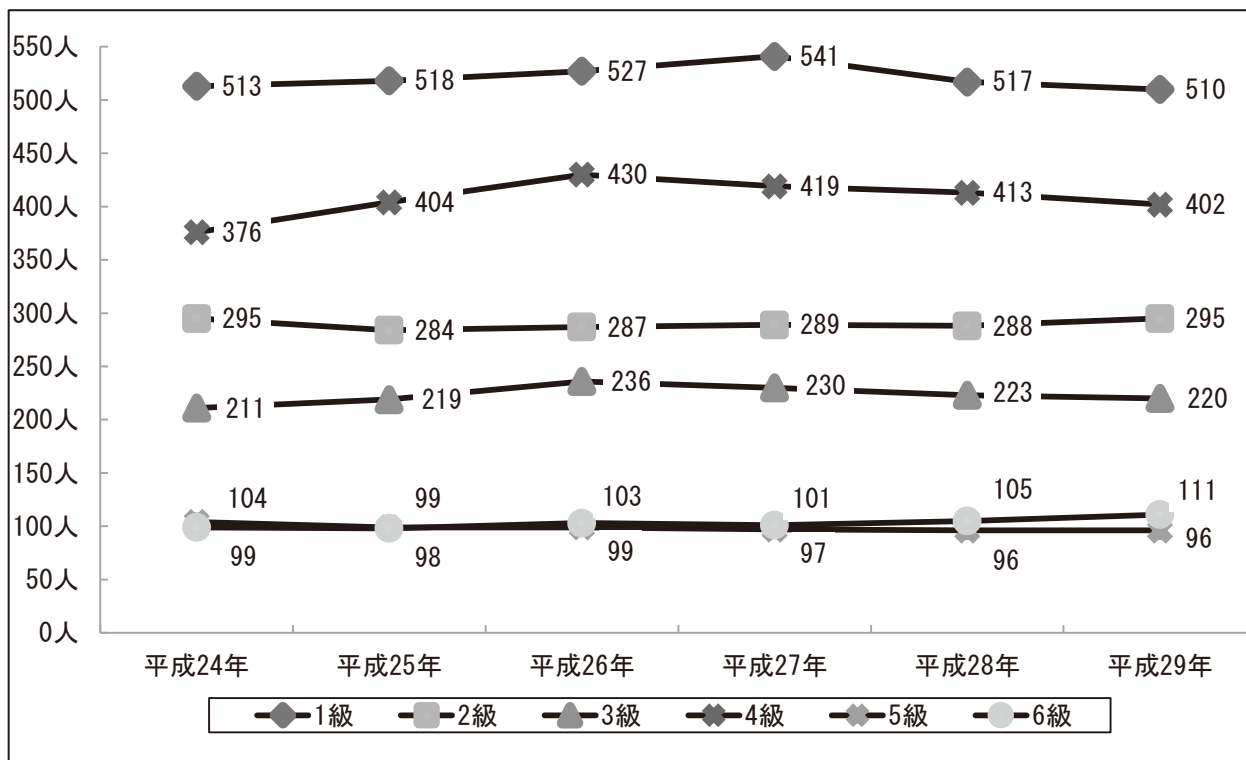
	単位	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計	【人】	1,598	1,622	1,682	1,677	1,642	1,634
肢体不自由	【人】	795	804	817	797	780	766
内部	【人】	470	489	515	527	510	511
聴覚・平衡	【人】	221	221	242	247	247	248
視覚	【人】	97	93	93	91	91	92
音声・言語・そしゃく	【人】	15	15	15	15	14	17

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)



身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)の推移(グラフ)

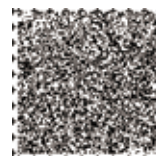


身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)の推移(表)

	単位	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計	【人】	1,598	1,622	1,682	1,677	1,642	1,634
1 級	【人】	513	518	527	541	517	510
2 級	【人】	295	284	287	289	288	295
3 級	【人】	211	219	236	230	223	220
4 級	【人】	376	404	430	419	413	402
5 級	【人】	104	99	99	97	96	96
6 級	【人】	99	98	103	101	105	111

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)

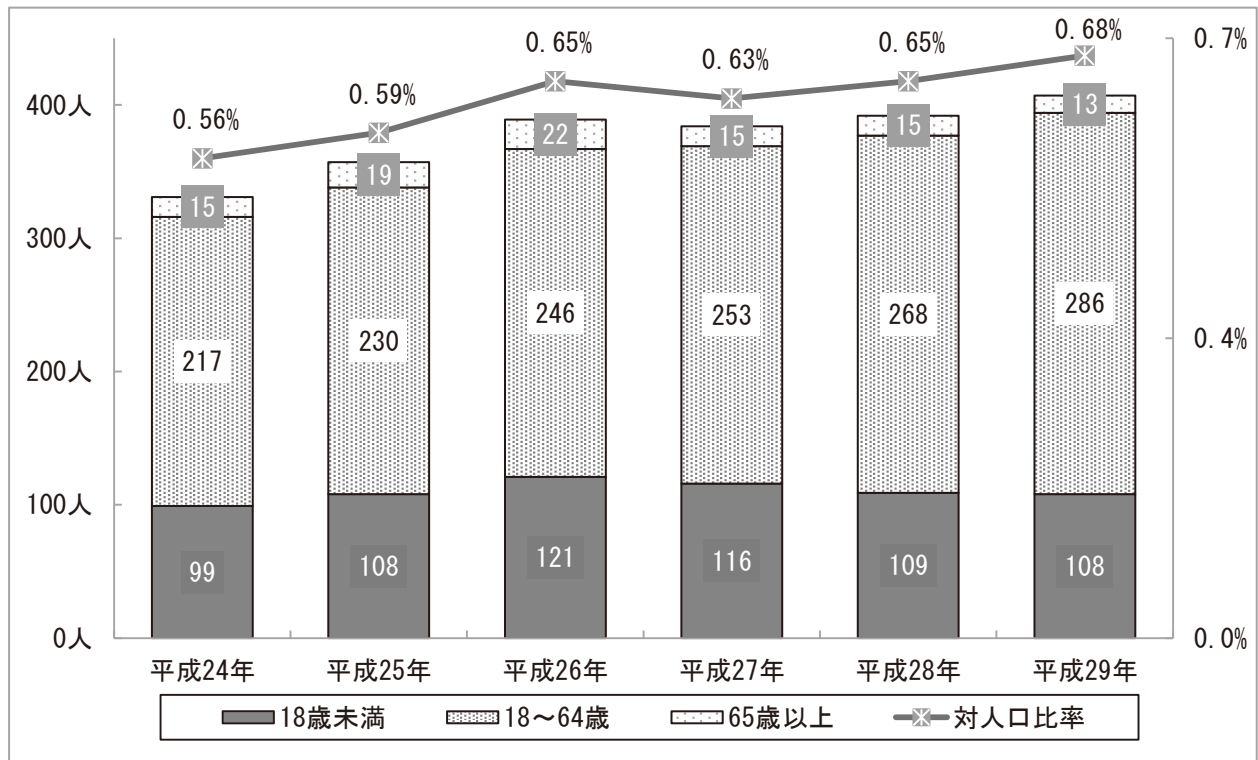


(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数について、年齢別でみると、65歳未満の所持者が9割以上です。

また、障がい等級別でみると、「B1（中度）」や「B2（軽度）」の知的障がい者が増加しています。

療育手帳所持者数（年齢別）の推移（グラフ）

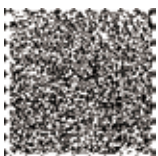


療育手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

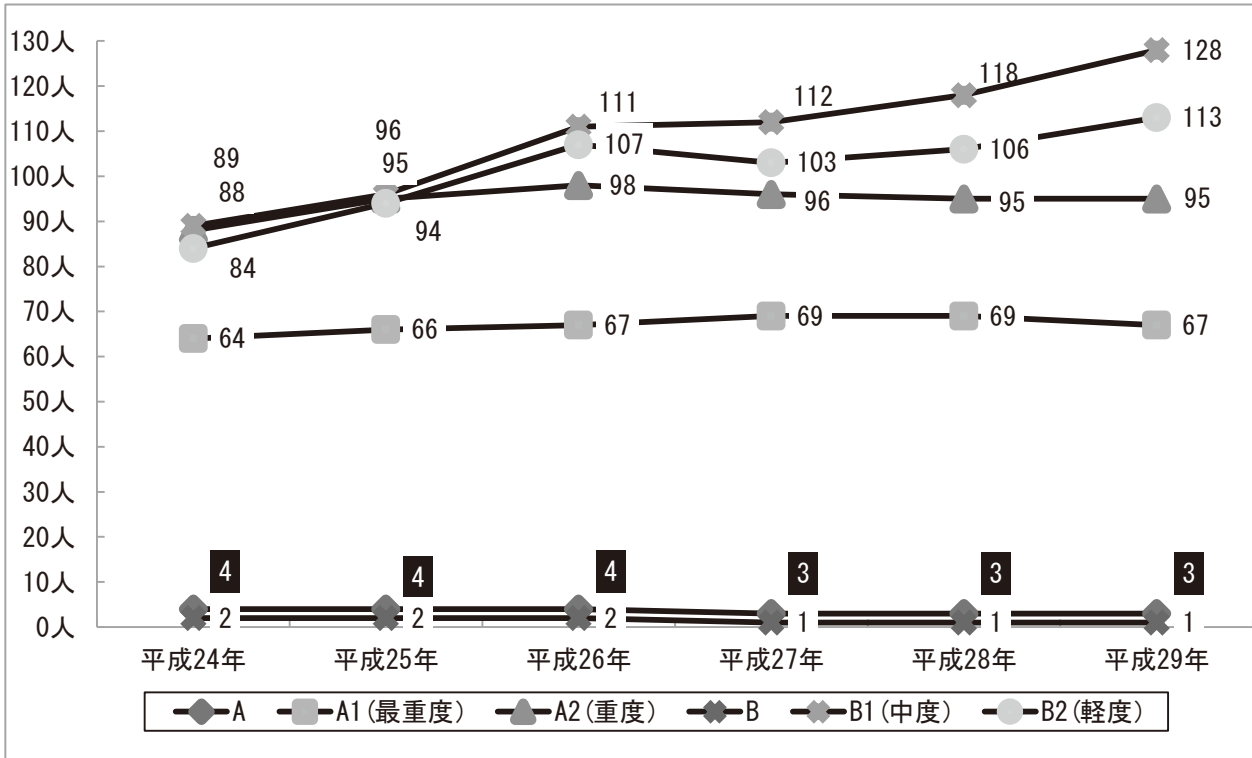
	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	331	357	389	384	392	407
0歳～17歳	【人】	99	108	121	116	109	108
18歳～64歳	【人】	217	230	246	253	268	286
65歳～	【人】	15	19	22	15	15	13
対人口比（%）	【%】	0.56	0.59	0.65	0.63	0.65	0.68

資料：社会福祉課

（基準日：各年3月末現在）



療育手帳所持者数(程度別)の推移(グラフ)

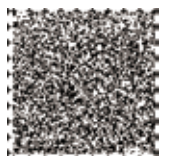


療育手帳所持者数(程度別)の推移(表)

	単位	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計	【人】	331	357	389	384	392	407
A	【人】	4	4	4	3	3	3
A1(最重度)	【人】	64	66	67	69	69	67
A2(重度)	【人】	88	95	98	96	95	95
B	【人】	2	2	2	1	1	1
B1(中度)	【人】	89	96	111	112	118	128
B2(軽度)	【人】	84	94	107	103	106	113

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)

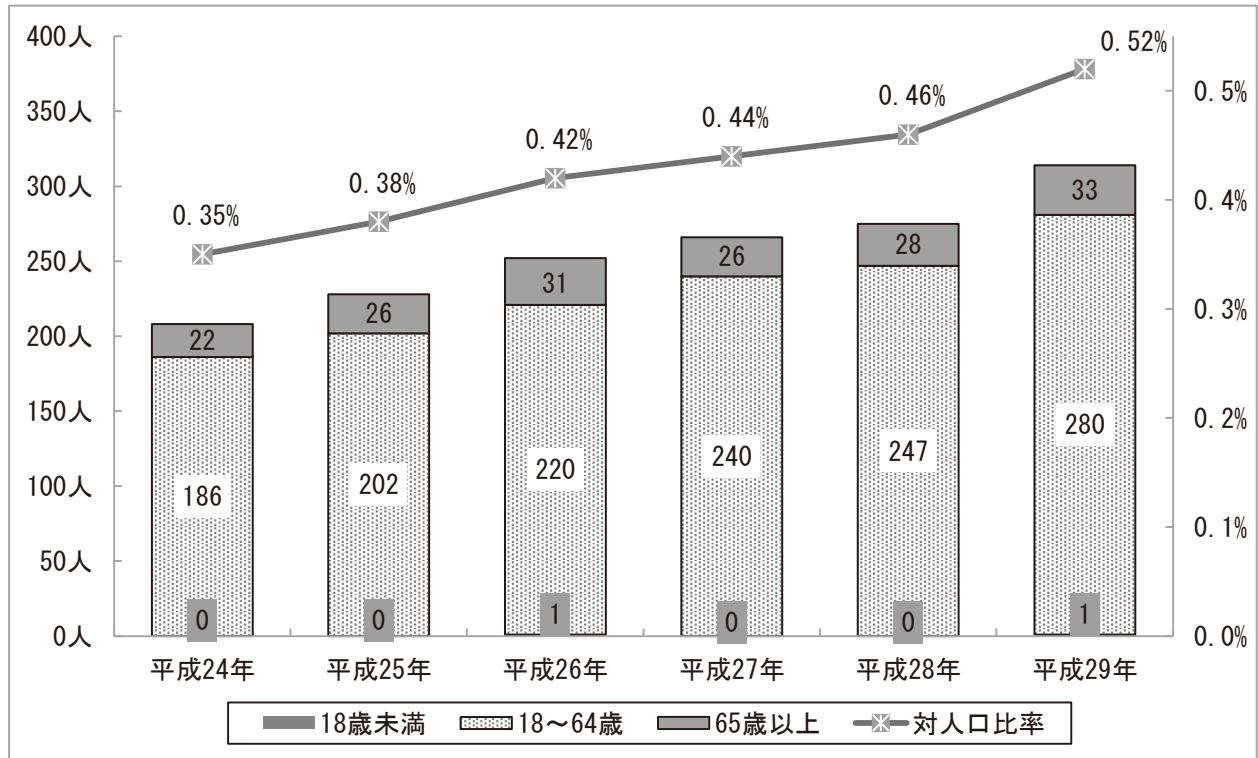


(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数について、年齢別でみると、「18歳から64歳」の年代がおよそ9割を占めており、所持者数も増加しています。

また、障がい等級別でみると「2級」が多い状況ですが、軽度である「3級」が微増傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移(グラフ)

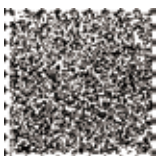


精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)の推移(表)

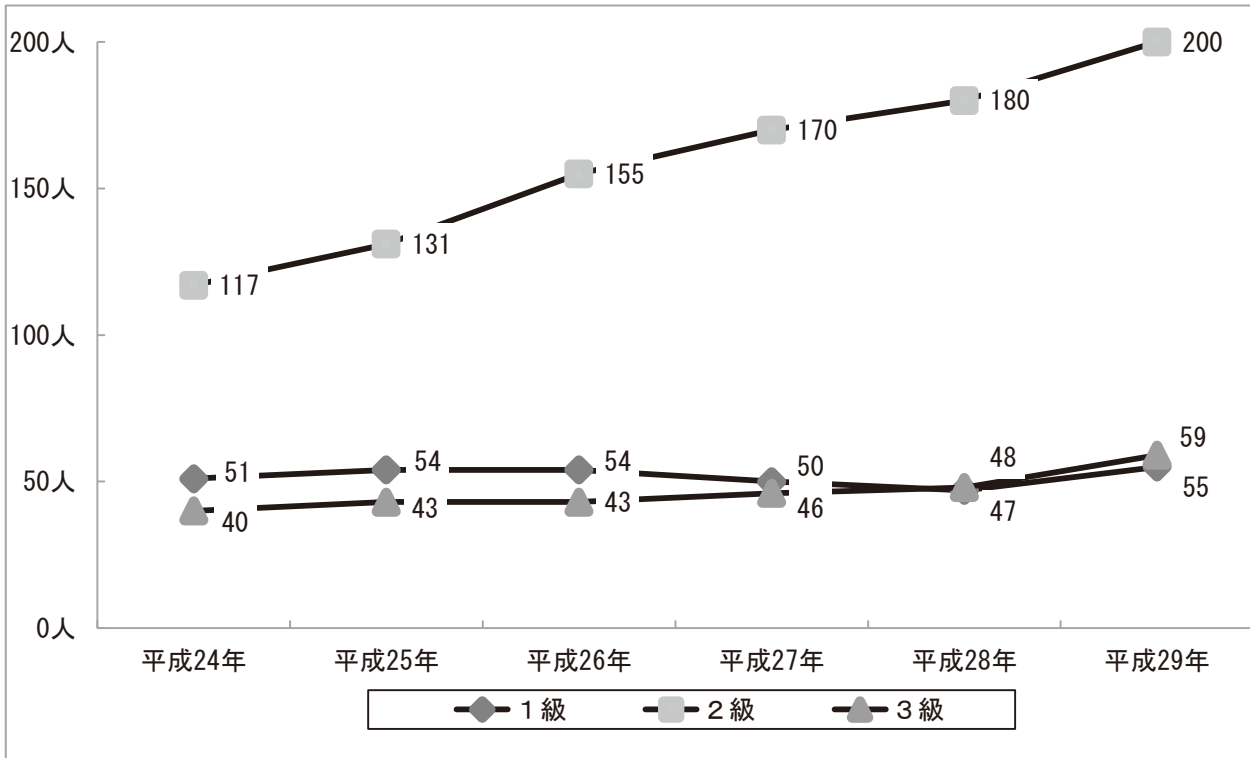
	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	208	228	252	266	275	314
0歳~17歳	【人】	0	0	1	0	0	1
18歳~64歳	【人】	186	202	220	240	247	280
65歳~	【人】	22	26	31	26	28	33
対人口比(%)	【%】	0.35	0.38	0.42	0.44	0.46	0.52

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)



精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移(グラフ)



精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移(表)

	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	208	228	252	266	275	314
1級	【人】	51	54	54	50	47	55
2級	【人】	117	131	155	170	180	200
3級	【人】	40	43	43	46	48	59

資料：社会福祉課

(基準日：各年3月末現在)



(5) 自立支援医療の利用状況

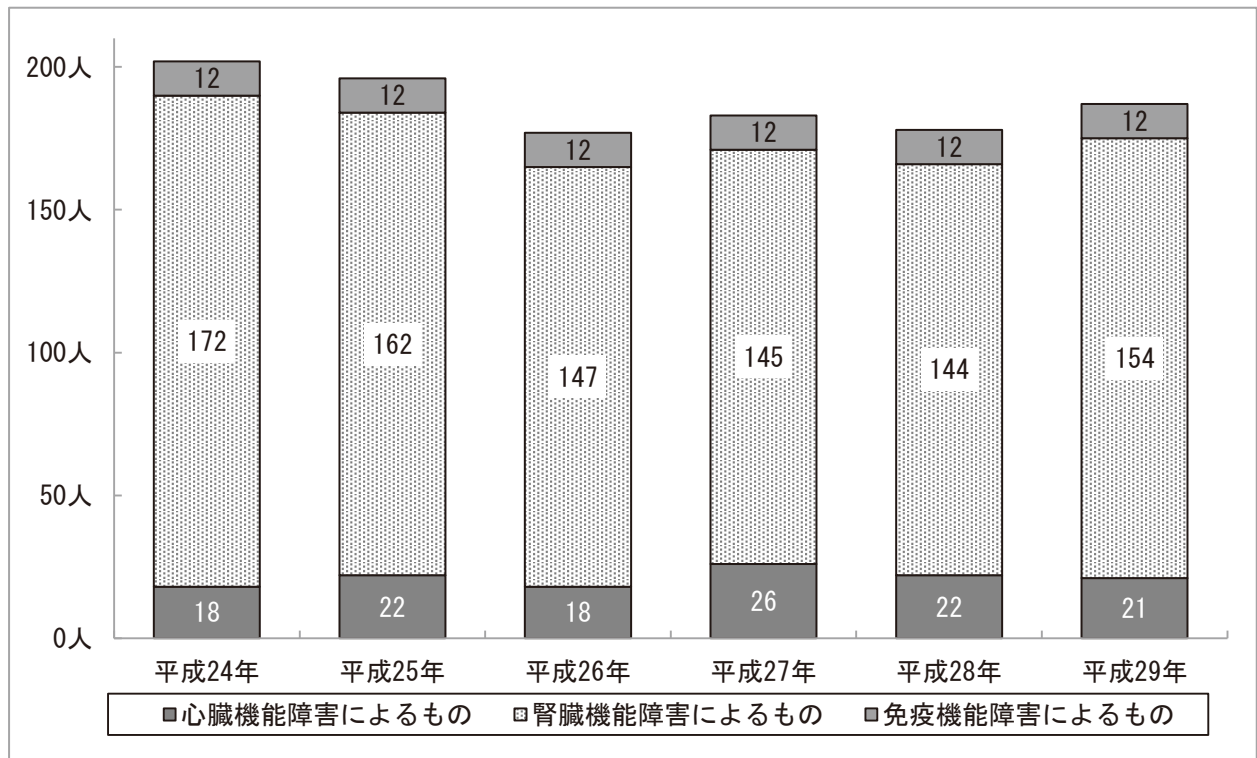
自立支援医療とは、障がいのある人がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療です。

① 自立支援医療（更生医療）の利用状況

更生医療は、身体障害者手帳を交付された18歳以上の方に対し、障がいの程度を軽減したり、障がいを取り除くために必要な医療費を助成しています。

対象者の多くは「腎臓機能」の障がいを持つ方であり、治療が長期にわたることから、今後も増加が見込まれます。

自立支援医療（更生医療）の利用者数の推移（グラフ）

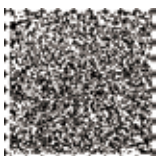


自立支援医療（更生医療）利用者数の推移（表）

	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	【人】	202	196	177	183	178	187
心臓機能障害によるもの	【人】	18	22	18	26	22	21
腎臓機能障害によるもの	【人】	172	162	147	145	144	154
免疫機能障害によるもの	【人】	12	12	12	12	12	12

資料：社会福祉課

（基準日：各年3月末現在、平成29年度は見込）

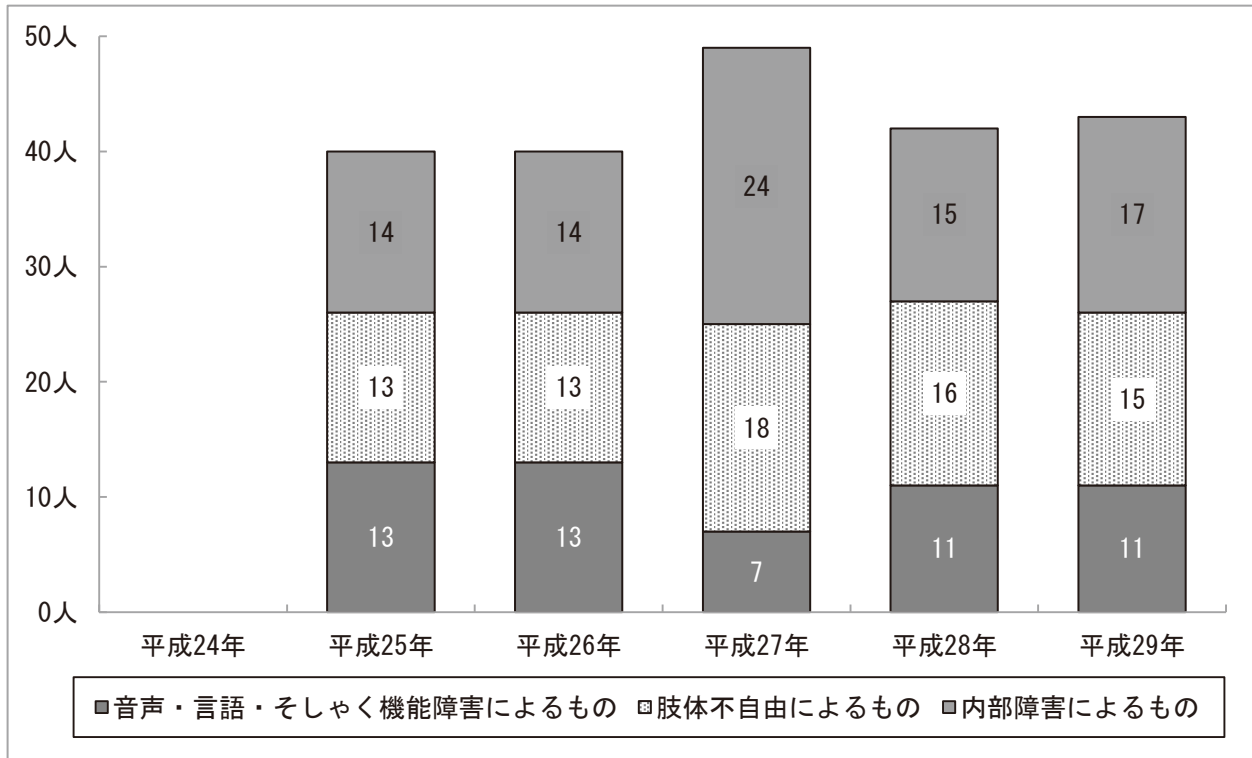


②自立支援医療（育成医療）の利用状況

育成医療は、現在身体に障がいがあるか、現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、手術等の治療によりその症状が軽減され、日常生活が容易にできるようになることが認められる場合に、その医療費を助成しています。

各部位、ほぼ前年とおりの助成となっています。

自立支援医療（育成医療）の利用者数の推移（グラフ）



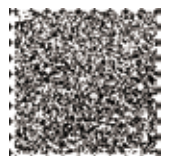
自立支援医療（育成医療）利用者数の推移（表）

	単位	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計	【人】	-	40	40	49	42	43
音声・言語・そしゃく機能障害によるもの	【人】	-	13	13	7	11	11
肢体不自由によるもの	【人】	-	13	13	18	16	15
内部障害によるもの	【人】	-	14	14	24	15	17

資料：社会福祉課

（基準日：各年3月末現在、平成29年度は見込）

※平成25年度より県から権限移譲されたため、平成24年度は実績無し

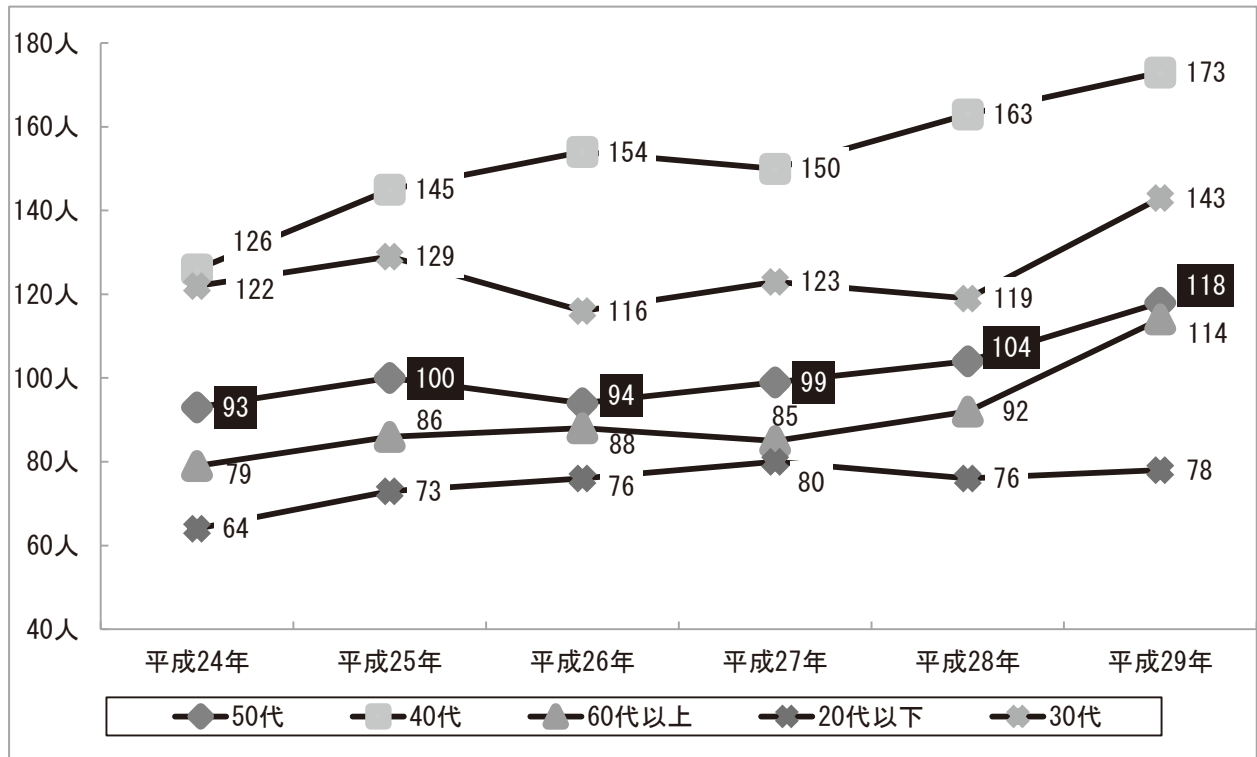


③ 自立支援医療（精神通院）の利用状況

精神通院医療は、通院による精神疾患の治療が断続的に必要な方に対して、その治療にかかる医療費を助成しています。

「20代以下」は横ばいですが、その他の年代は増加傾向であり、今後も対象者の増加が見込まれます。

自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移（グラフ）

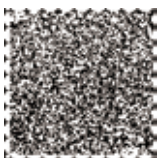


自立支援医療（精神通院）利用者数の推移（表）

	単位	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計	【人】	484	533	528	537	554	626
～20 代	【人】	64	73	76	80	76	78
30 代	【人】	122	129	116	123	119	143
40 代	【人】	126	145	154	150	163	173
50 代	【人】	93	100	94	99	104	118
60 代～	【人】	79	86	88	85	92	114

資料：社会福祉課

（基準日：各年3月末現在）



2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の目的及び回収結果

①調査の目的

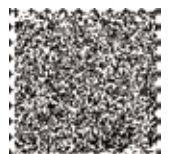
本計画の策定にあたり、障がいのある方々の日常生活の実態や福祉サービスの利用状況、利用意向や意見、要望などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

②調査設計及び回収結果

対象者	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者 自立支援医療（精神通院）受給者、難病患者等福祉手当受給者 障害福祉サービス利用者 計 3,043人から無作為抽出した 1,644人※ ※障がい者（18歳以上）1,400人、障がい児（18歳未満）244人 （障がい児については対象者全数）										
調査方法	調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等） 郵送による配布・回収										
調査時期	平成 29年 7月 20日から平成 29年 8月 20日										
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答者について ・ 障がいの状況について ・ 住まいや暮らしについて ・ 日中活動について ・ 障害福祉サービス等の利用について ・ 相談及び情報・コミュニケーションについて ・ 権利擁護について ・ 災害時の避難等について ・ 福祉のまちづくりについて ・ 自由意見 										
回収結果	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">回収票数</td> <td style="width: 15%;">障がい者</td> <td style="width: 15%;">786通</td> <td style="width: 15%;">回収率</td> <td style="width: 15%;">56.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障がい児</td> <td>126通</td> <td>回収率</td> <td>51.6%</td> </tr> </table>	回収票数	障がい者	786通	回収率	56.1%		障がい児	126通	回収率	51.6%
回収票数	障がい者	786通	回収率	56.1%							
	障がい児	126通	回収率	51.6%							

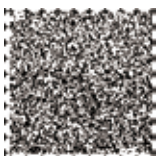
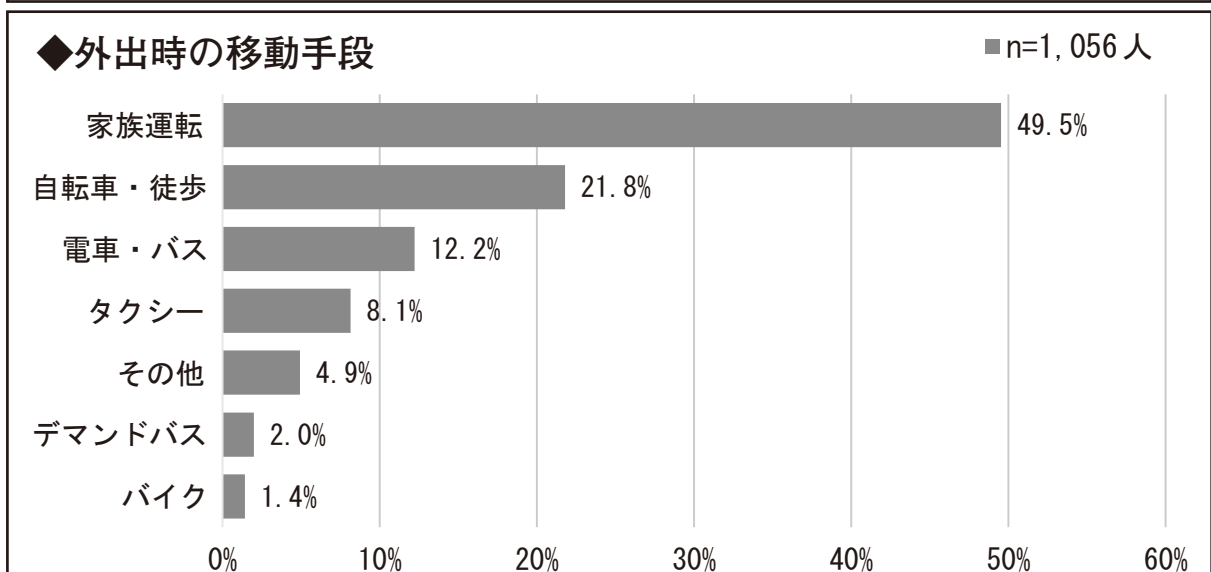
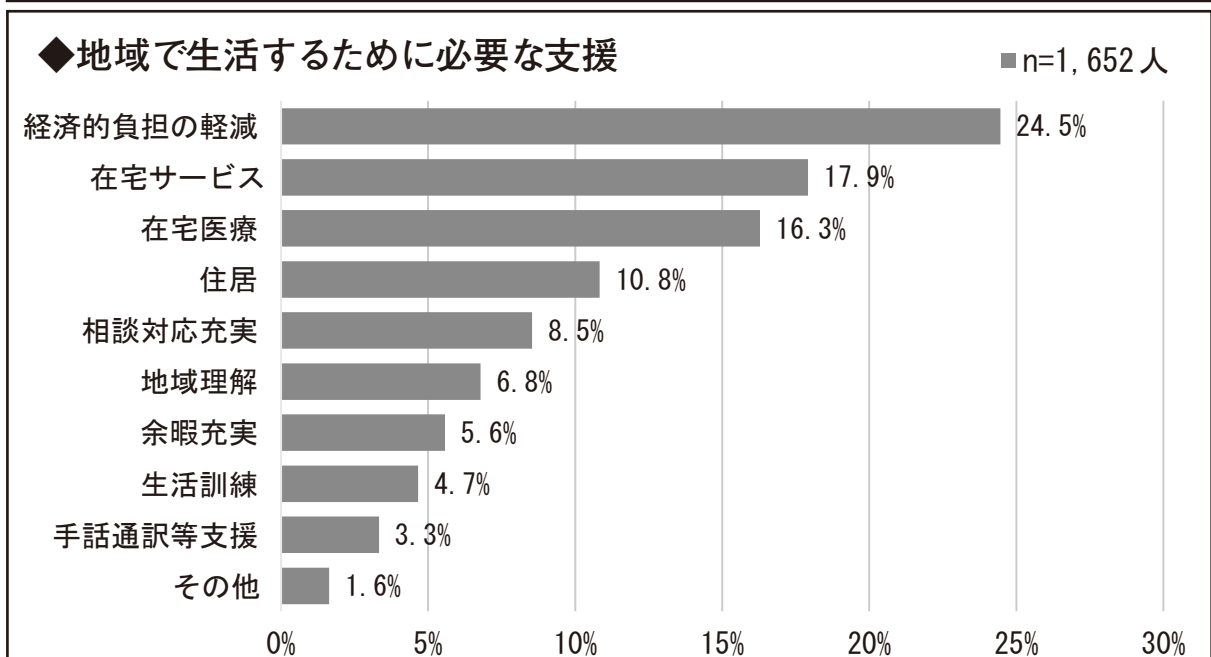
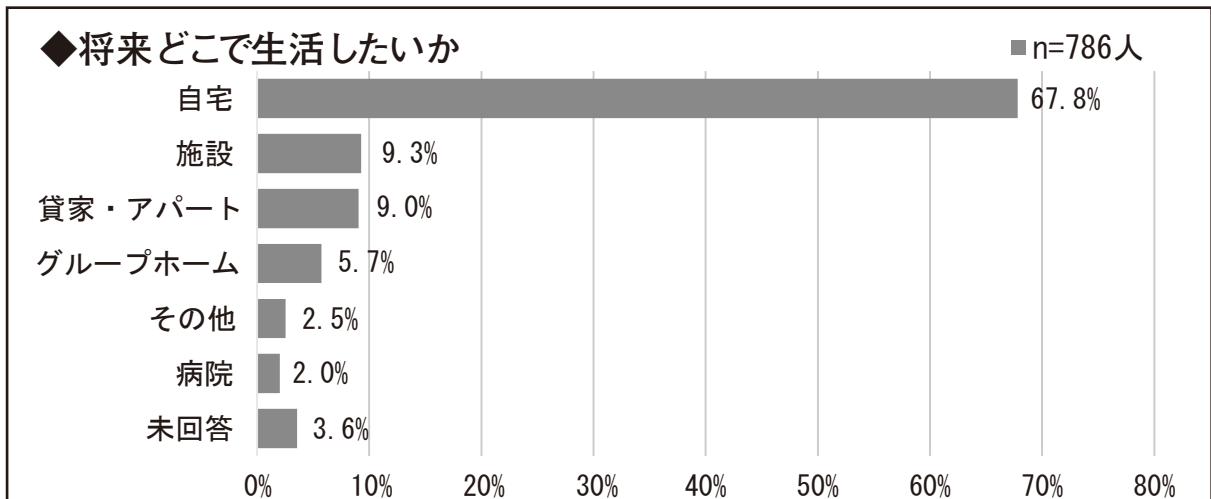
③アンケート調査結果の見方

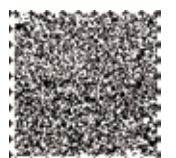
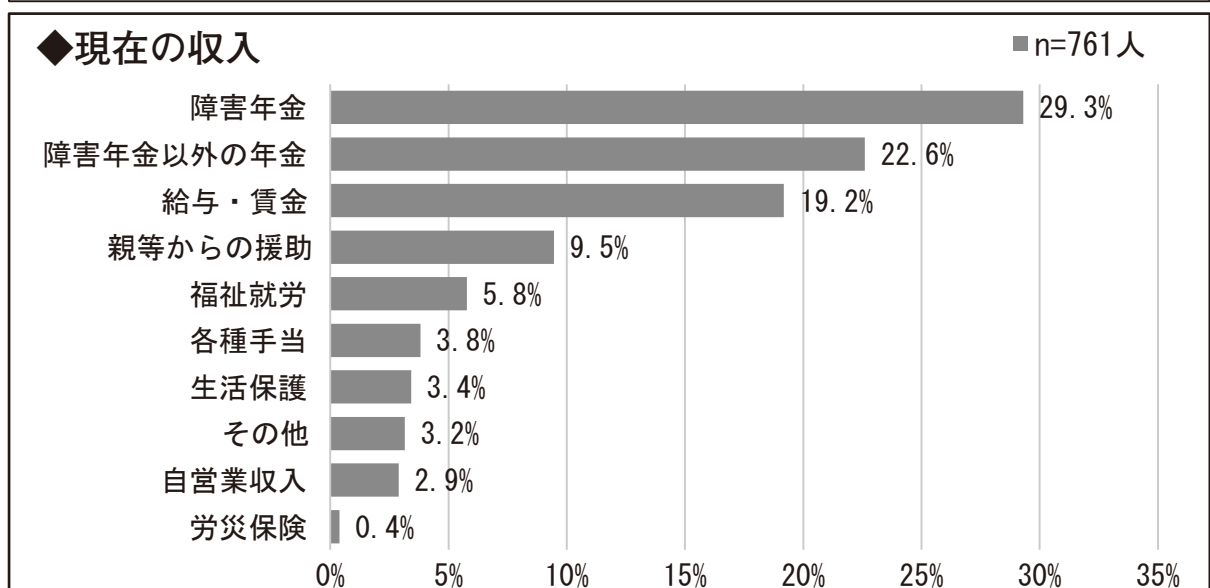
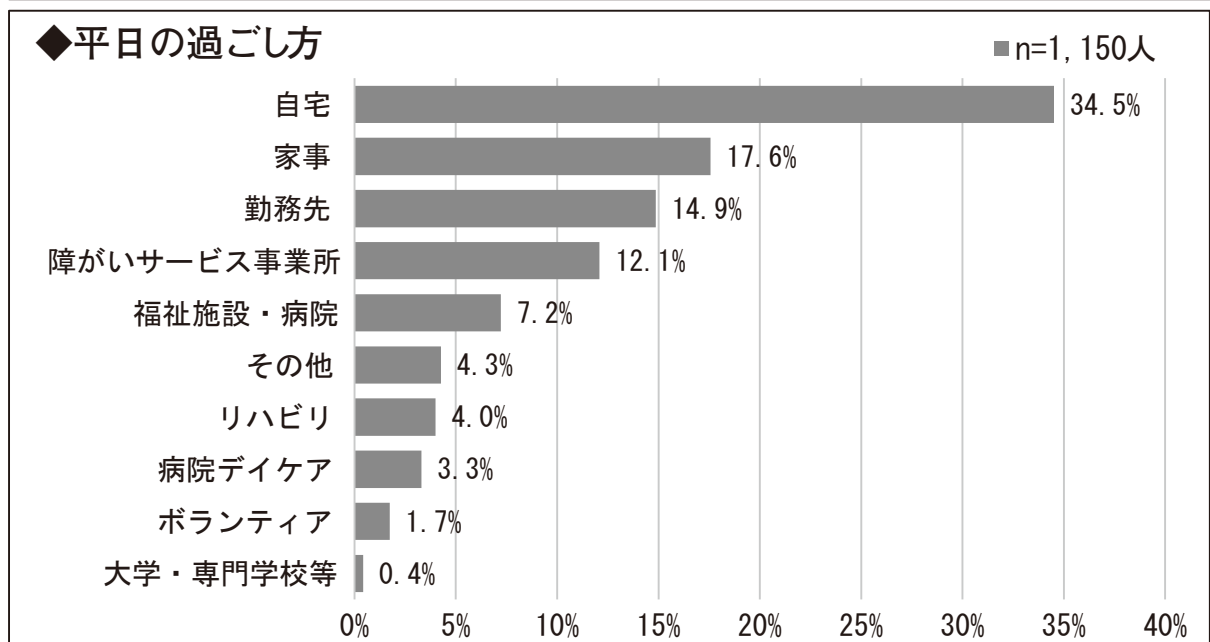
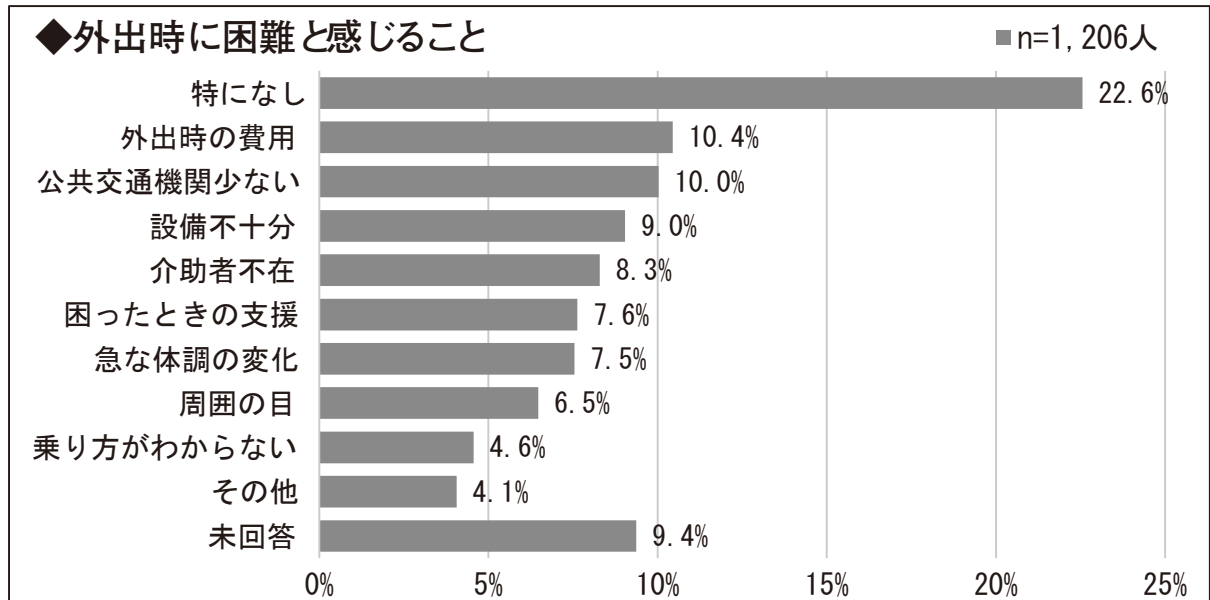
- 回収結果の割合「%」は、有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中において「未回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

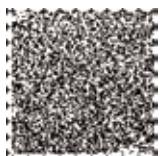
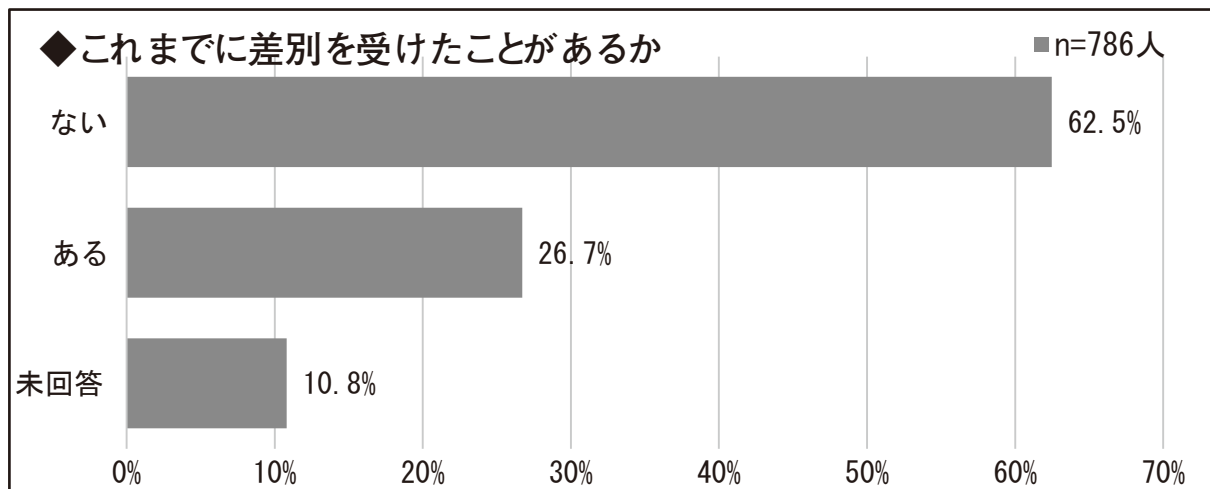
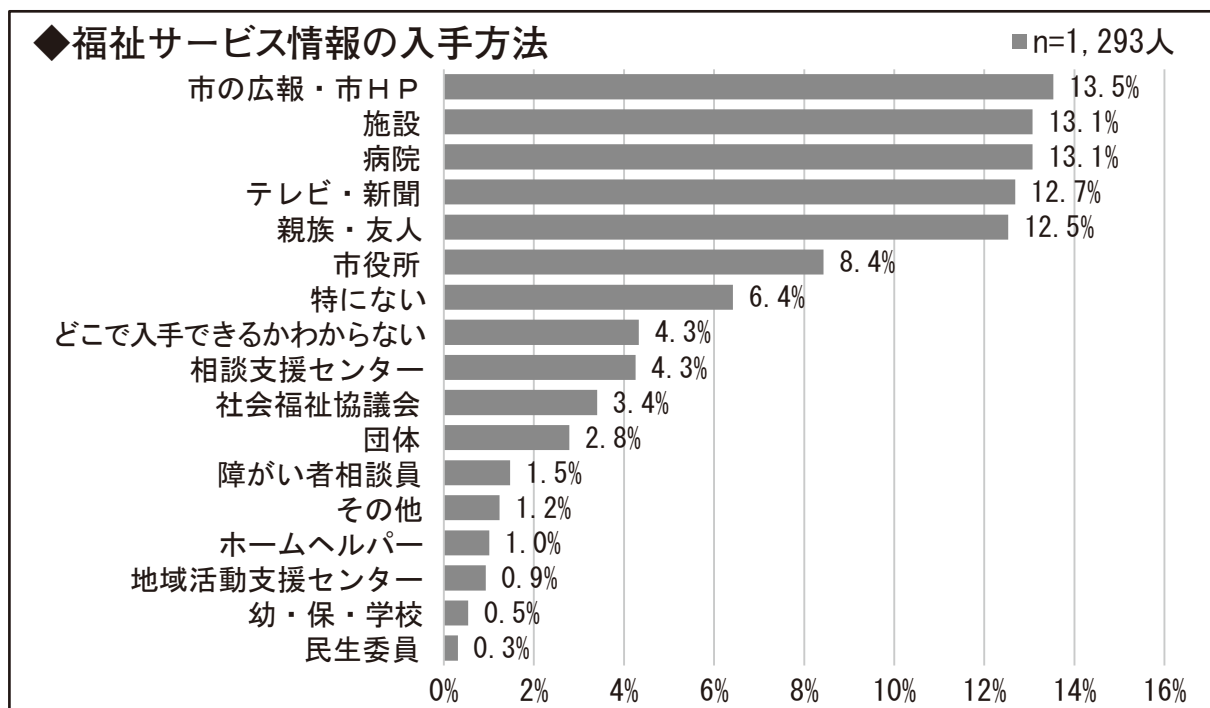
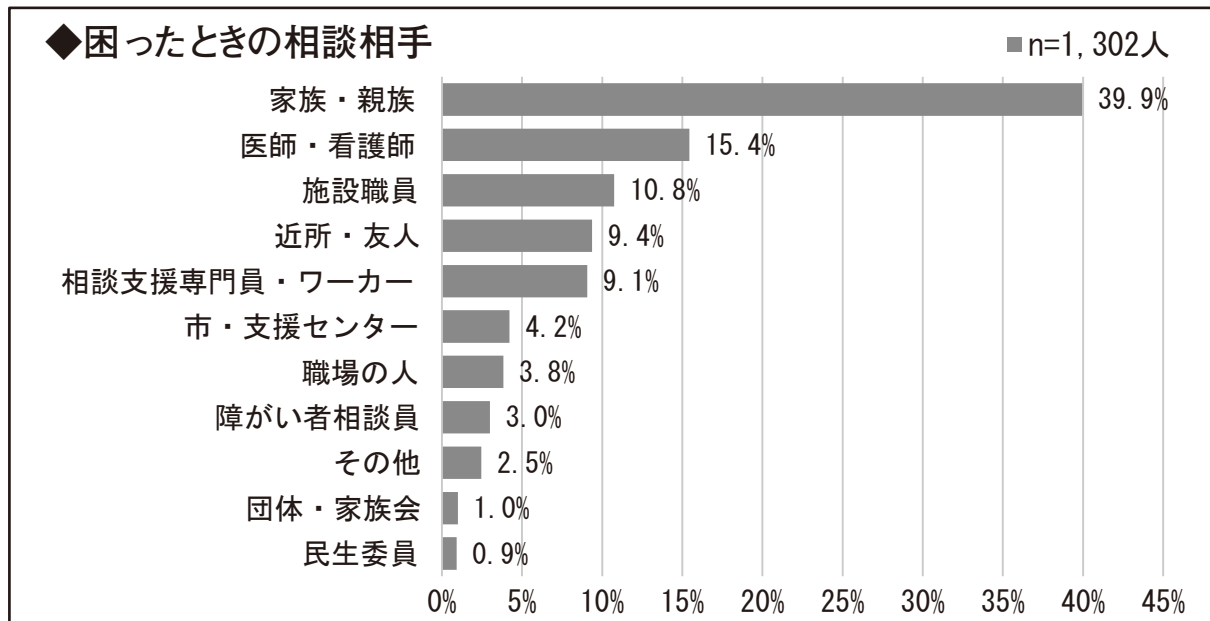


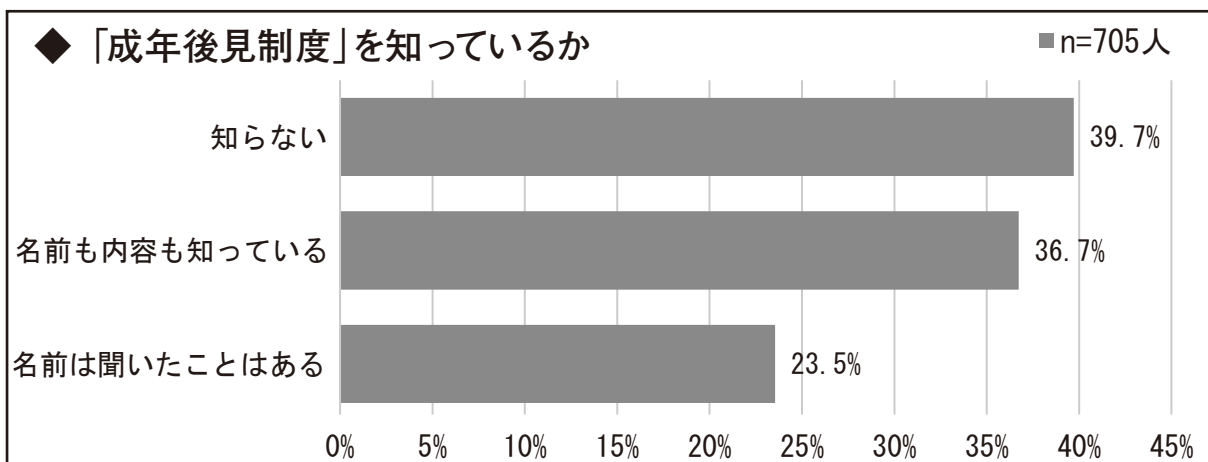
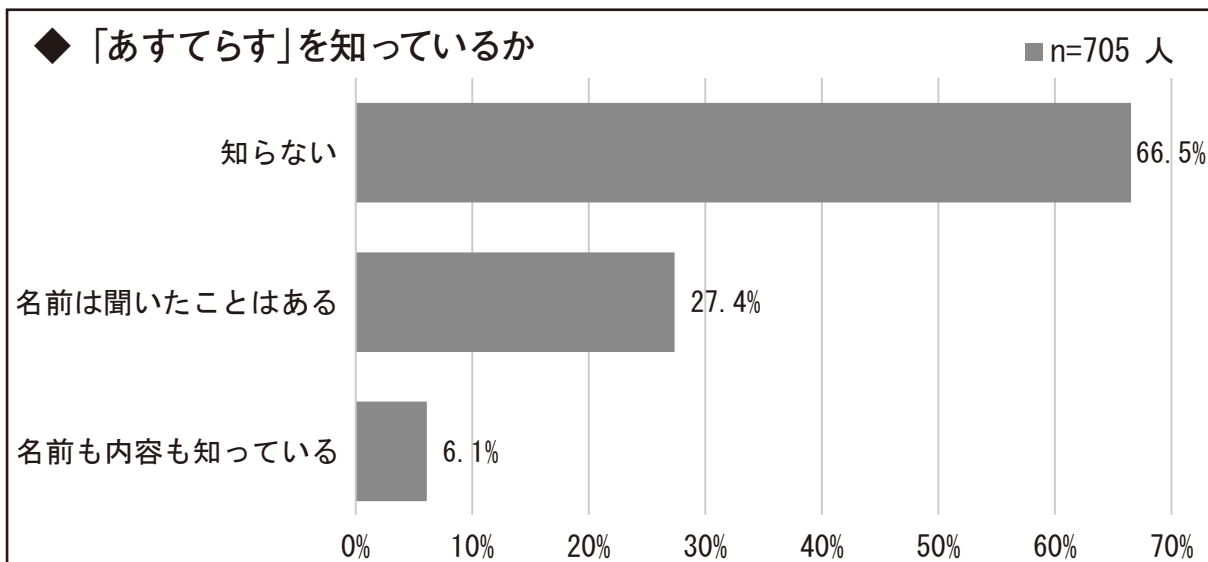
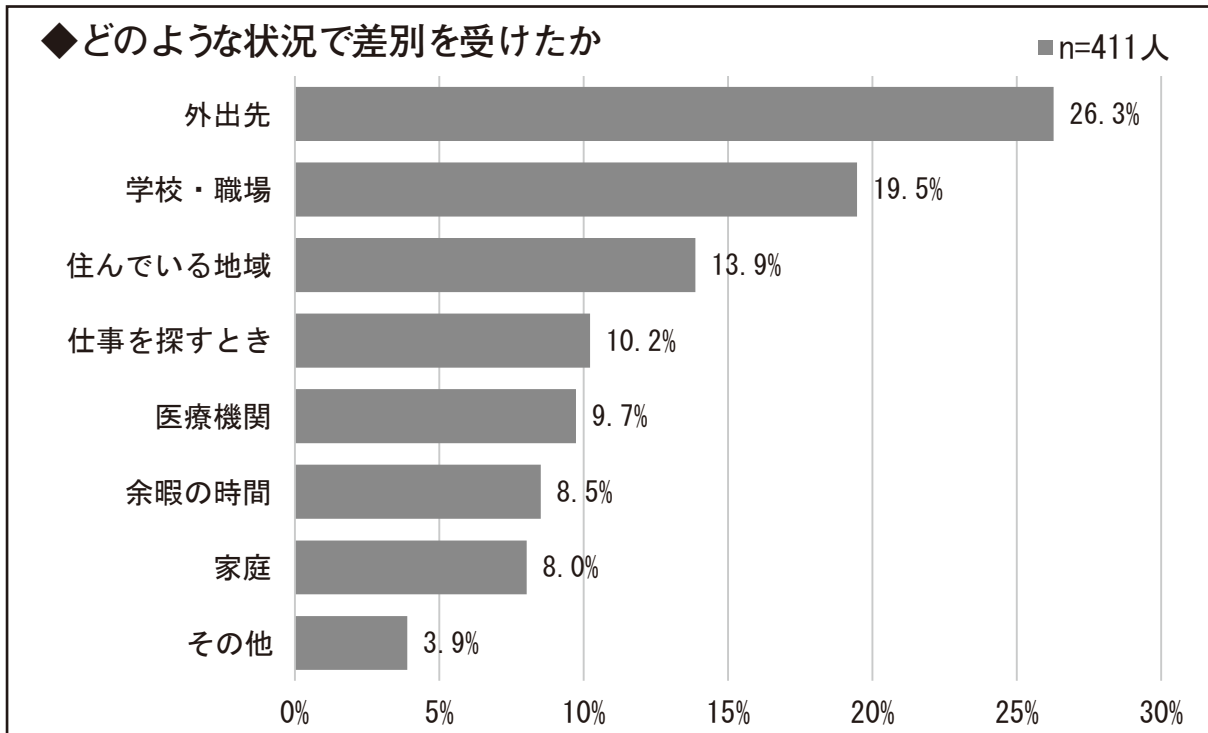
(2) アンケート調査結果からみえる本市の特徴

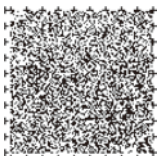
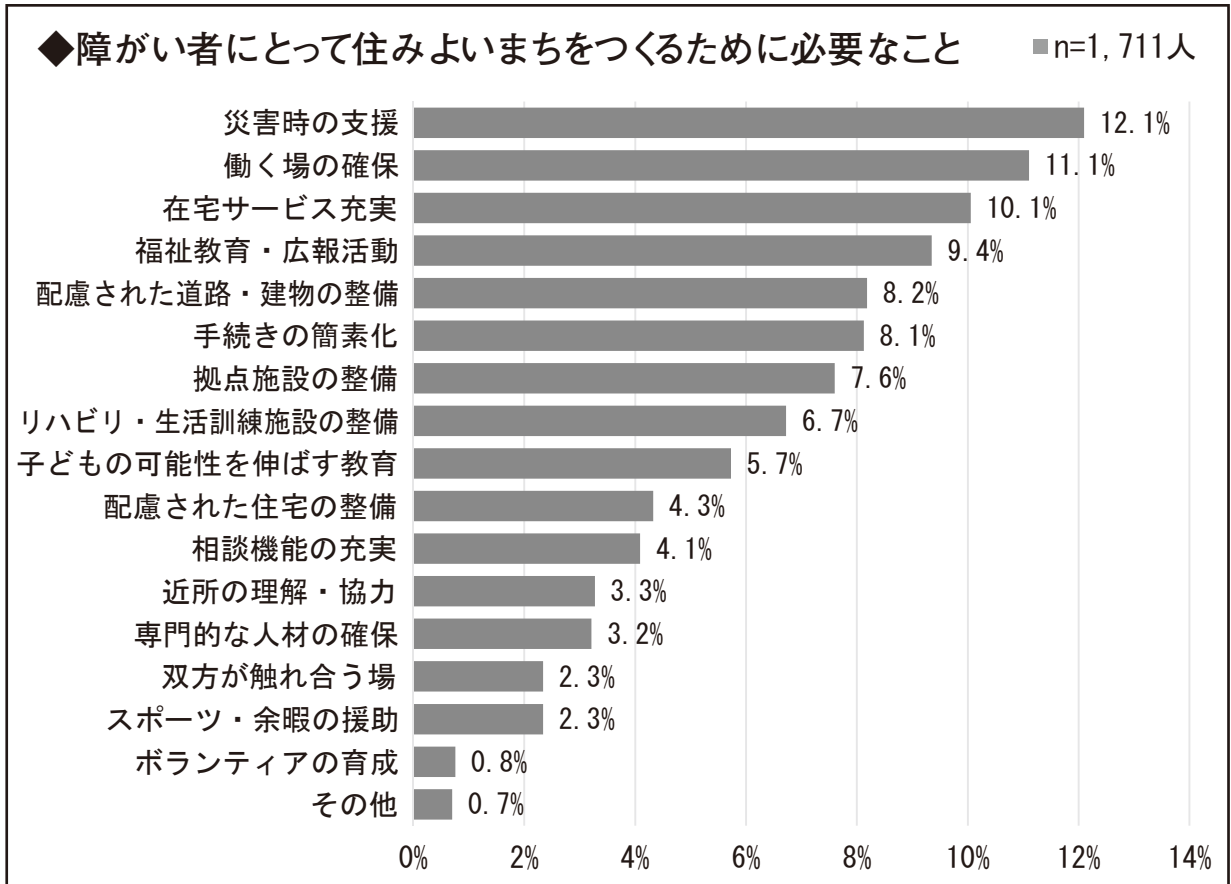
① 障がい者へのアンケート集計結果 (抜粋)



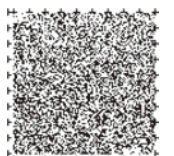
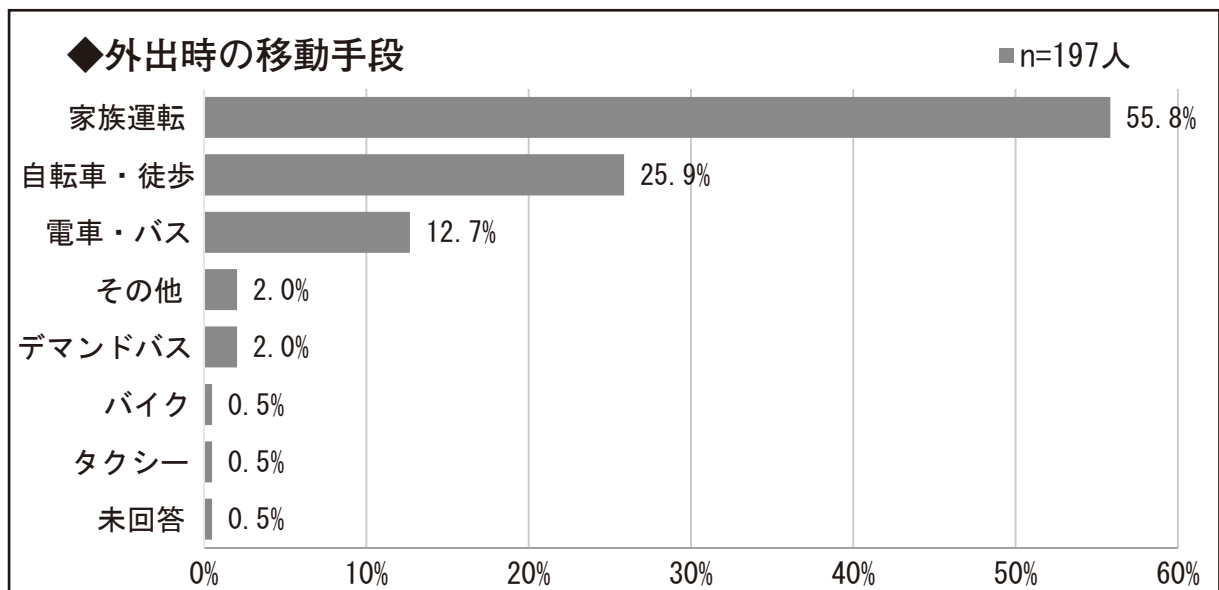
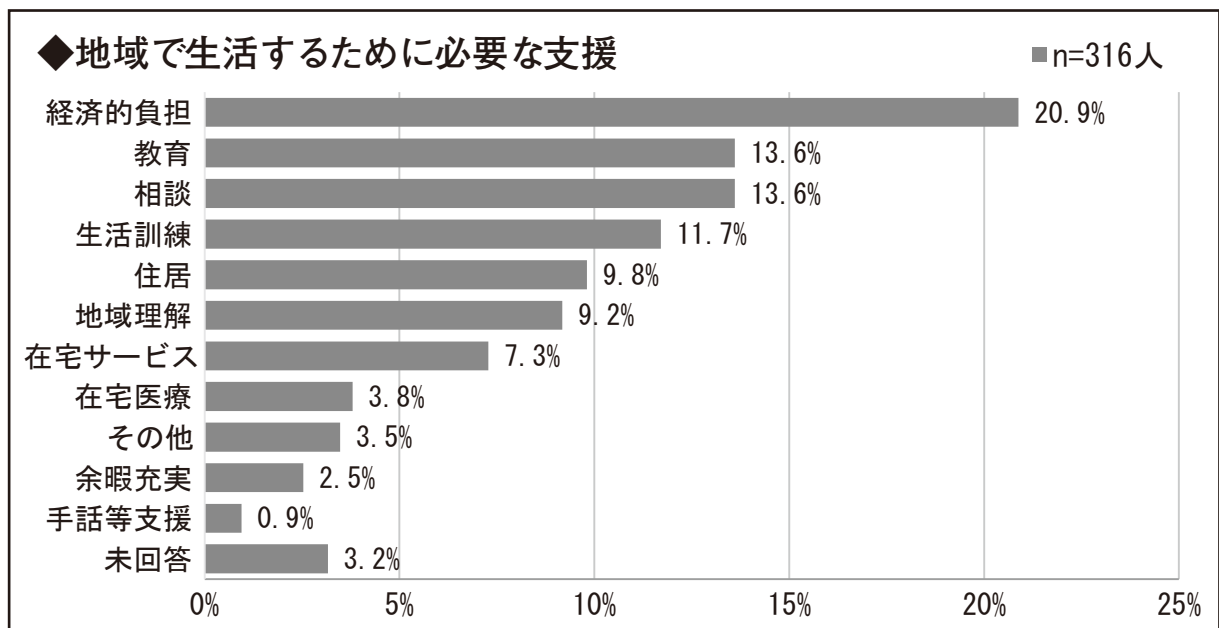
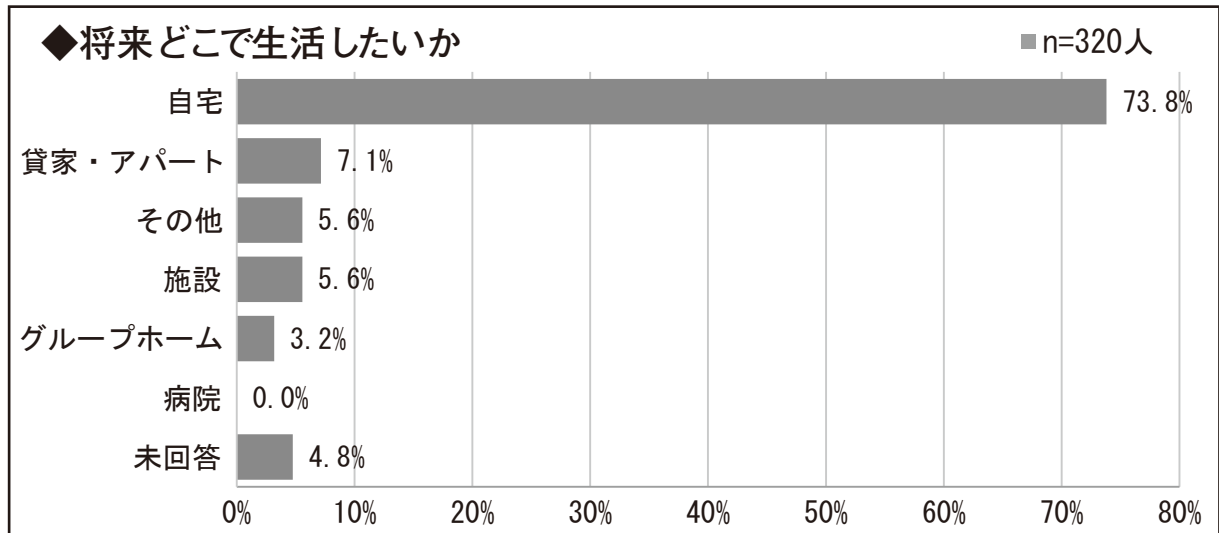


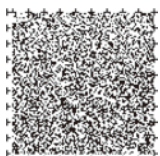
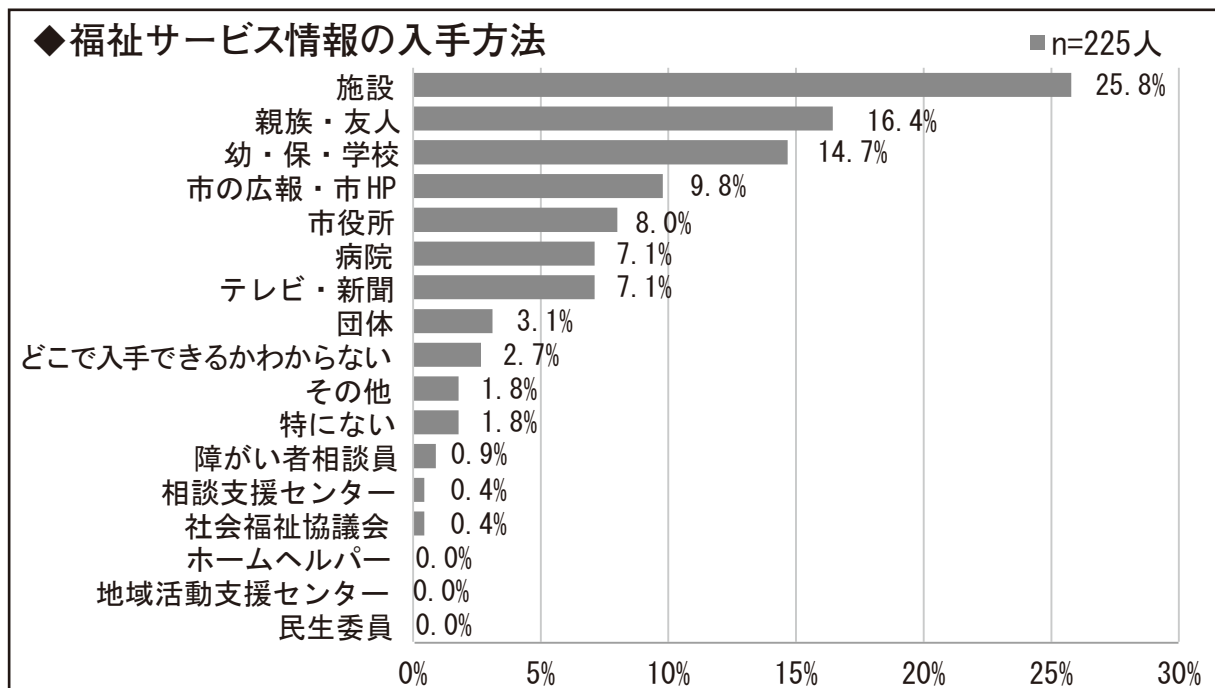
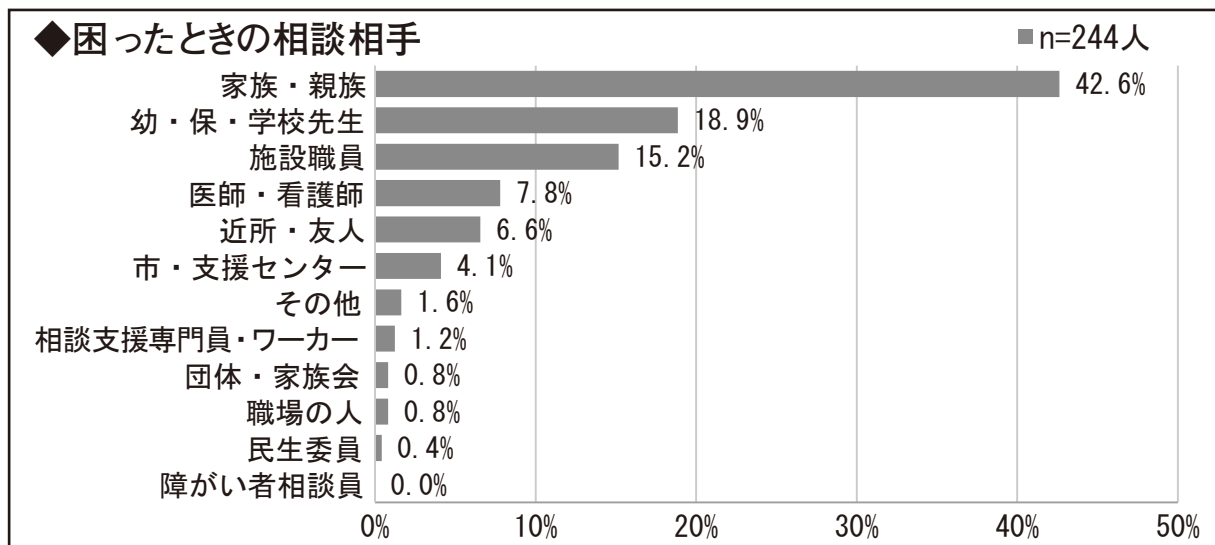
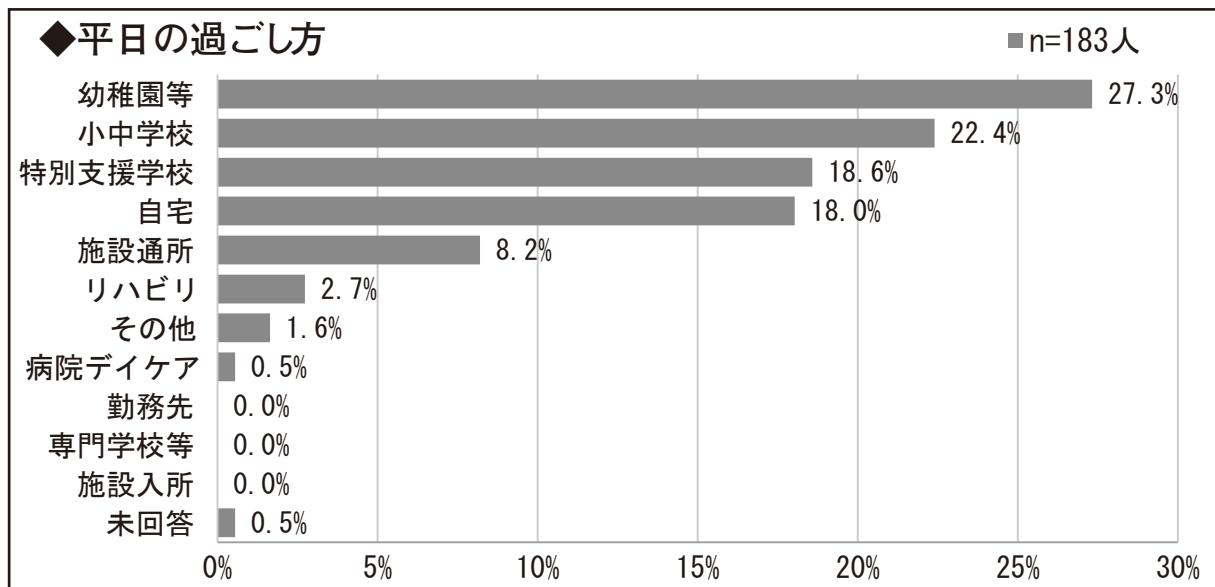


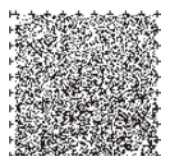
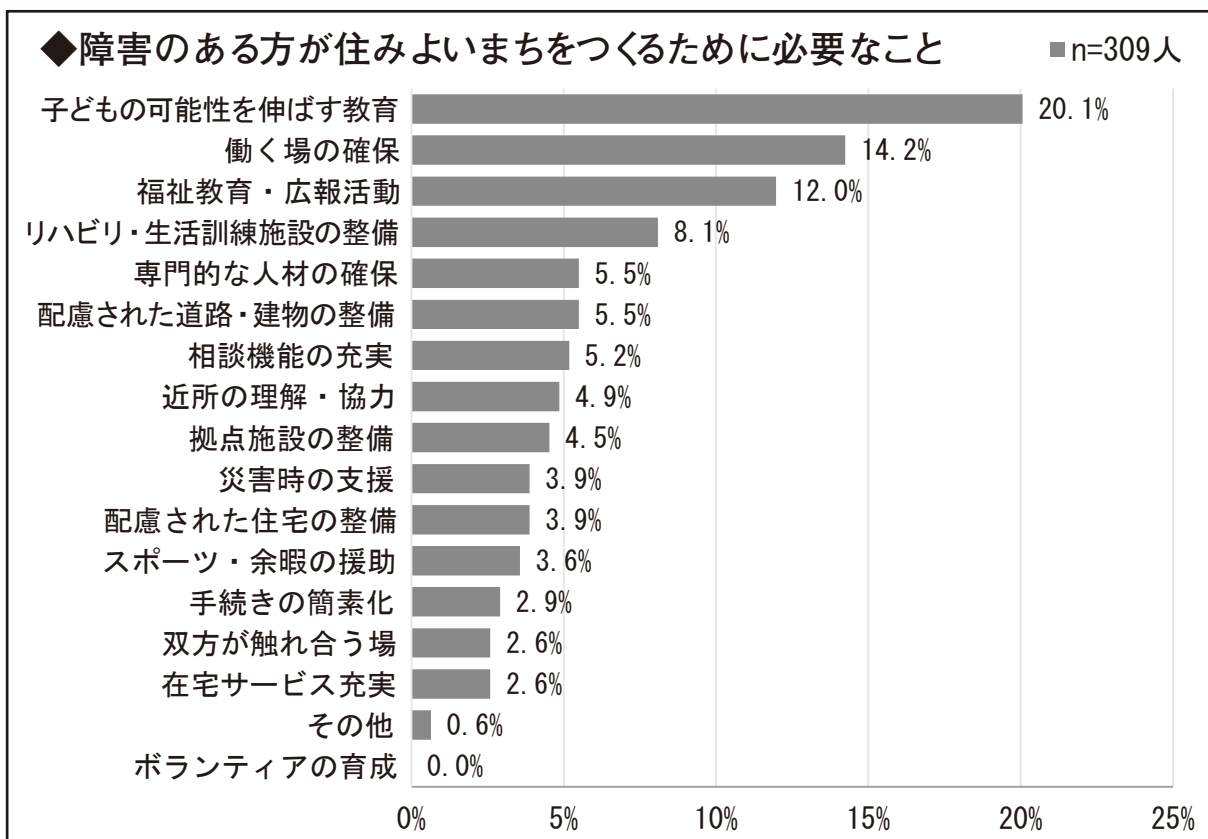
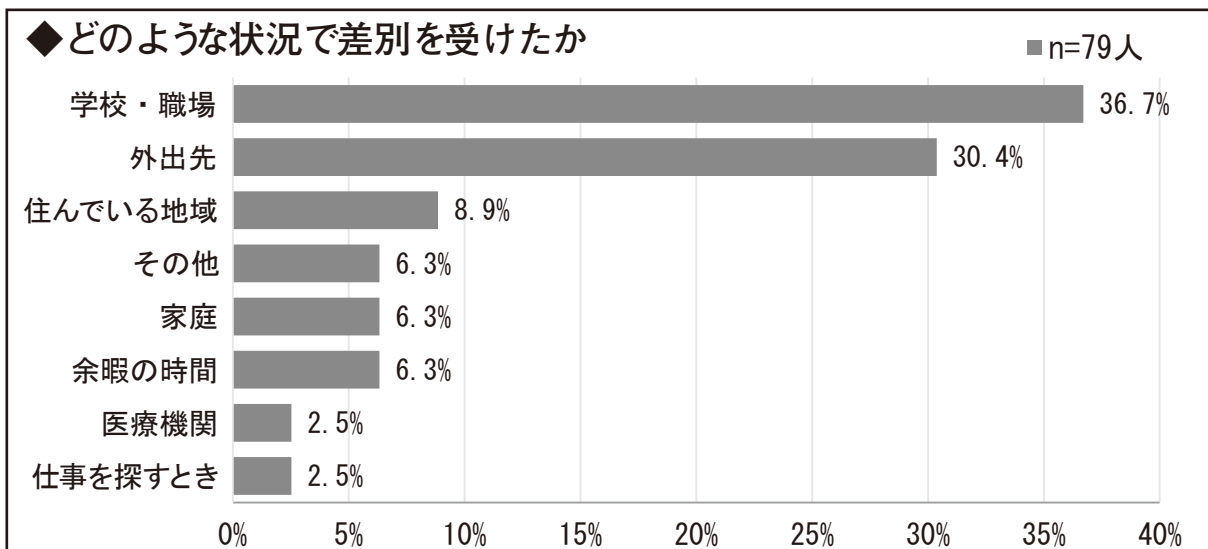
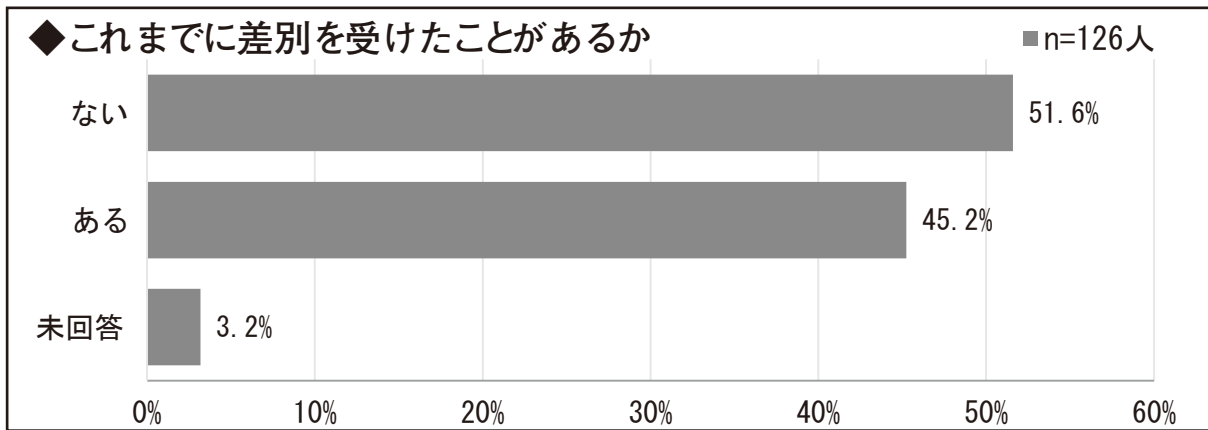


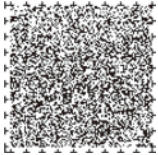


②障がい児へのアンケート集計結果（抜粋）









③アンケート集計結果から見たもの

◆将来の居住先について

障がい児・者ともに、将来は、現在住んでいる自宅にて引き続き生活を送りたいという希望が障がい児で73.8%、障がい者で67.8%となっており、全体の約7割の方が自宅を希望しています。

そのために必要な支援として、経済的負担の軽減の他、福祉・医療を含めた在宅サービスが必要との意見が多くなっています。

◆外出について

障がい児・者ともに、家族による運転で外出している率が多く占めており、障がい児については55.8%、障がい者については49.5%が家族の運転に頼らざるを得ない状況です。自転車や徒歩、公共交通機関を利用している方は障がい児は38.6%、障がい者は34.0%であり、市で助成している福祉タクシー券や市の事業であるデマンドバスの利用は障がい児は2.5%、障がい者は10.1%となっています。

外出が困難な理由は様々ですが、費用負担が大きいこと、公共交通機関が少ないこと、環境面の整備が不十分なことなどが挙げられています。

◆平日の日中活動について

障がい児の多くは幼稚園や小中学校、特別支援学校など教育機関で過ごす割合がほとんどですが、障がい者において34.5%の方が自宅で過ごしています。また、就労して勤務先で過ごしている方は14.9%となっています。

◆現在の主な収入及び仕事について（障がい者のみ）

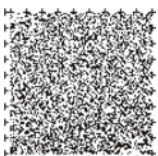
主な収入源としては障害年金やその他の年金と回答した方が51.9%となっています。また、就労して給与・賃金を得ている方は19.2%となっています。

仕事を続けるために必要なこととして、障がいの状態に沿った勤務条件や周囲の理解等を求めていることが挙げられています。

◆相談先について

障がい児・者ともに、困ったときの相談先に家族や親族を挙げた方が障がい児で42.6%、障がい者で39.9%となっており、約4割の方が家族や親族が相談先となっています。その他の相談先として、障がい者の特徴は医師や看護師、施設職員や相談支援専門員に相談する割合が高いことに対し、障がい児は身近に接する幼稚園や保育所、学校の先生、施設職員に相談する割合が高くなっています。

また、市役所や市が設置している障がい者相談支援センターを相談先とする割合は障がい児で4.1%、障がい者で4.2%と、全体的に低くなっています。



◆サービスや制度に関する情報の入手方法について

障がい者は市役所（広報・ホームページ含む）や施設、病院、テレビや新聞、など様々な方法で入手していますが、障がい児は施設や幼稚園・保育所・学校、親族・友人などの割合が高くなっています。しかし、どこで入手できるかわからないと回答した方が障がい者で4.3%、障がい児で2.7%となっており、情報や制度の入手方法について周知する必要があります。

◆差別を受けたことがあるかについて

障がい児・者ともに、学校や職場、外出先あるいは住んでいる地域において差別を受けた経験があると回答した方が障がい児で45.2%、障がい者で26.7%となっています。どこで差別を受けたかについては、障がい児は学校で36.7%、外出先で30.4%、住んでいる地域で8.9%となっています。障がい者は外出先が26.3%、職場が19.5%、住んでいる地域が13.9%、仕事を探すときが10.2%となっています。

また、資料では示しておりませんが、平成28年4月より施行された障害者差別解消法の認知度について質問したところ、障がい者で20%程度、障がい児で15%と、まだまだ認知度が低い状況です。

◆あすてらす・成年後見制度について（障がい者のみ）

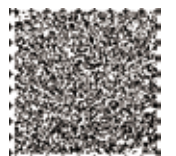
下野市社会福祉協議会が実施している「あすてらす」については66.5%の方が、成年後見制度については39.7%の方が制度を知らないという状況です。

また、各制度の内容は知らないが必要なときには利用したいという方が75.6%と多く占めています。

◆障がい児・者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて

障がい児・者ともに共通しているのは、働く場の確保を求めていることや福祉教育・広報活動が上位に挙げられています。

障がい児においては、子どもの可能性を伸ばすような教育やりハビリ・生活訓練施設の整備など、教育と福祉の充実を求める傾向が強く表れています。障がい者においては、災害時の支援や在宅サービスの充実など、在宅生活の充実を求める傾向となっています。



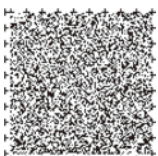
④ アンケート自由意見の概要（主要な意見を集約）

【障がい者からの自由意見】

- ・相談先がどこにあるのかわかりづらい、あるいは知らない。事業所がどのくらいあるのか、所在地等の情報が欲しい。
- ・グループホームや短期入所施設等の事業所が不足している。市外の事業所を利用したくても満員で利用しづらい。
- ・医療的ケアの対応が出来る事業所が市内にない。
- ・行政にも家族にも出来る事には限度がある。今一番の関心事は、親亡き後。考えても答えの出ない問題。
- ・デマンドバスが自力で乗降できる方のみであり使いづらい。また、行き先が市内のみであり、市外への外出に使えない。
- ・下野市内に障がい者の就労先が少ない。また、就労継続支援事業所を利用しても多くは市外であり、送迎非対応だと通所に伴う移動の問題がある。
- ・身体障がい者に対するバリアフリーが進んでいない。もっと整備して欲しい。

【障がい児からの自由意見】

- ・障がい児が入園できる保育所や幼稚園が少なく、差別されて悲しい。もっと受け入れ体制を整えて欲しい。
- ・延長保育や学童保育が利用出来ず困っている。障がい児と一緒に暮らすと仕事が出来ない。仕事がしたい。また、18時までではなくもっと長めにしたい。
- ・幼稚園や保育所の先生が障がいや発達障害について理解不足。もっと勉強して欲しい。
- ・栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の募集人数が少ない事。希望すれば入学出来る様にして欲しい。又この様な学校を増やすべきだと思う。栃木県は発達障がいの子供達の支援にもっと力を入れるべきだと思う。
- ・教育と福祉の連携が必要。また、中学校の特別支援学級の先生の数が少ない。
- ・市内に放課後等デイサービスなどの事業所が少ない。また、送迎が無い事業所へ通所するには送迎しなければならず、大変である。
- ・グループホームだけでなく、全体的に事業所が少ない。また、どこにどんな事業所があるのかわからない。



⑤障がい児・者支援団体へのアンケート

障がい児・者支援団体から、活動状況や現状を把握するためにアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

調査団体	身体障害者福祉会 おもちゃの図書館 精神保健福祉家族会 すまいるの会 いいこみ わかばクラブ 栃木県自閉症協会県南地区自閉症児者いちごの会（親の会）	けやきサポーター 心身障害児父母の会 栃木県重症心身障害児（者）を守る会 とちぎ高次脳機能障害友の会 栃木県中途失聴・難聴者協会 （財）日本ダウン症協会栃木支部（つくしの会）
調査方法	郵送による配布・回収	
回収状況	12団体／13団体	回収率 92.3%
調査時期	平成29年7月31日から平成29年8月21日	
調査項目	・団体活動について ・障がいのある方の社会活動について ・障がいのある方を取り巻く環境について ・自由意見	

【結果概要】 ※団体アンケートからの意見抜粋

◆団体の活動について

<課題・問題>

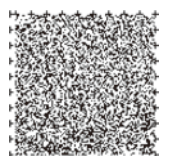
- ・活動場所の確保が難しい
- ・会員の高齢化や入会者が現れず、人材が足りなくなっていることから、役員の負担が大きくなる
- ・会員数が年々減少して行くのに伴い、新規会員加入を促進したいが、個人情報等の関係で手帳所持者など対象者が把握できない
- ・一般ボランティアと関わる機会がもてない

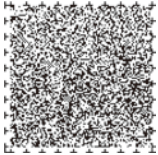
<活動を行う上での行政に望む支援>

- ・活動場所の提供
- ・対象者の情報
- ・広報紙への掲載や手帳等の発行の際に団体リーフレットの配布への協力
- ・会場を借りる際の手続きの簡素化や日曜日に利用する場合の減免措置
- ・他団体の情報提供

◆障がいがある方を取り巻く環境について

<ボランティア活動の充実について>





- ・下野市は、障がいのある方やその家族を支援するボランティア活動が充実していない、特に障がい児者の家族への支援が不十分である

<地域住民の障がいに対する理解や差別解消は進んでいるか>

- ・理解促進のため小・中学校からの教育、広報、啓発活動が必要、健常者と障がい者が同時に集う場所や機会が少ないため差別が発生するレベルに至らない

<問題点・不安>

- ・親の高齢化や親なきあとの問題
- ・災害時の避難や避難場所での生活への配慮
- ・重症心身障害児については、社会の認知度が低いため対応が遅れている
- ・義務教育が終了するとサポート体制が少なくなる
- ・成人期は、地域の中で生活することが多くなるなど問題も出てくるため、精神障がいや知的障がいの方が利用する施設の支援者に、対応方法や地域との関わり方を教えてもらいたい

<必要と思うこと>

- ・重度の対象児が家族の支援が受けられなくなった時の送迎の支援
- ・24時間体制の支援者がいる、ショートステイのための病院や施設を増やすこと
- ・エレベーターの大型化や少しの段差でもなくすること
- ・市の学校教育サポートセンターにおいて、義務教育が終了しても就職も含めた相談が可能な体制にして欲しい

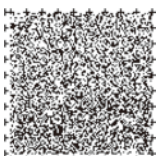
◆障がいのある方の社会活動について

<問題点・不安>

- ・移動手段の確保がスムーズに進まない
- ・歩道の段差や建物の構造上の問題など、車椅子ばかりでなく、視覚障がい者にとっても大きな問題である
- ・精神障がい者の就労は中々長続きせず短期間で挫折するケースが多い
- ・重症心身障がい児は、社会に周知されにくいいため活動の場もなく、自分では動けないため、親の負担が大きい
- ・親なき後の事を考えると不安
- ・地域活動の情報がわからない

<解決するために>

- ・障がい者と地域社会の双方の努力が必要と感じる
- ・地域で障がいをもっと身近にとらえる感覚を養いたい
- ・子どもたちのために、市や県に要望をださなければと思っている
- ・活動をするための仲間同士の送迎に対する保障、若しくは交通手段の充実
- ・就労支援及び就労の場の確保

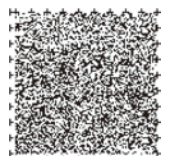


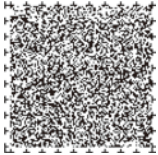
3 障害福祉サービス等の提供状況

平成 27 年度から 29 年度までの障害福祉サービス、障害児通所サービス等の実績（平成 29 年度は見込み）については次のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	単 位		平成 27 年度 (実 績)	平成 28 年度 (実 績)	平成 29 年度 (見 込 み)
訪問系サービス合計	利用時間	【時間 / 月】	1,099	1,160	1,382
	利用者数	【人 / 月】	74	81	89
居宅介護	利用時間	【時間 / 月】	970	1,020	1,209
	利用者数	【人 / 月】	66	73	79
重度訪問介護	利用時間	【時間 / 月】	0	0	0
	利用者数	【人 / 月】	0	0	0
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間	【時間 / 月】	24	36	48
	利用者数	【人 / 月】	2	2	3
行動援護	利用時間	【時間 / 月】	105	104	125
	利用者数	【人 / 月】	6	6	7
重度障害者等 包括支援	利用時間	【時間 / 月】	0	0	0
	利用者数	【人 / 月】	0	0	0
生活介護	利用日数	【日 / 月】	2,267	2,285	2,449
	利用者数	【人 / 月】	116	118	125
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	【日 / 月】	0	0	0
	利用者数	【人 / 月】	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	【日 / 月】	40	17	28
	利用者数	【人 / 月】	3	3	2
宿泊型自立訓練	利用日数	【日 / 月】	22	67	79
	利用者数	【人 / 月】	1	2	3
就労移行支援	利用日数	【日 / 月】	270	311	214
	利用者数	【人 / 月】	17	19	13
就労継続支援 A 型	利用日数	【日 / 月】	334	450	570
	利用者数	【人 / 月】	17	23	29
就労継続支援 B 型	利用日数	【日 / 月】	1,731	1,863	1,998
	利用者数	【人 / 月】	94	103	104
療養介護	利用者数	【人 / 月】	5	5	6
短期入所 (福祉型)	利用日数	【人 / 月】	43	55	75
	利用者数	【日 / 月】	6	9	10

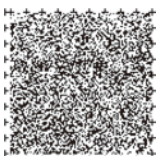




サービス種別	単位		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
	短期入所 (医療型)	利用日数	【日/月】	16	22
利用者数		【人/月】	4	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	【人/月】	47	47	47
施設入所支援	利用者数	【人/月】	56	57	61
計画相談支援	利用者数	【人/月】	62	64	64
地域移行支援	利用者数	【人/月】	1	1	1

(2) 地域生活支援事業

サービス種別	単位		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
	理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有
障害者相談支援事業	実施 箇所数	【箇所】	1	1	1
基幹相談支援センターの 設置の有無	設置の有無		無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無		無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無		無	無	無
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	【人/年】	2	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無		無	無	無
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	派遣人数	【人/年】	131	104	228
手話通訳者設置事業	設置者数	【人/年】	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	講習 修了者数	【人/年】	9	8	8
日常生活用具給付 合計	件数	【件/年】	1,130	1,164	1,128
介護・訓練等支援用具	件数	【件/年】	0	6	5
自立生活支援用具	件数	【件/年】	7	10	8
在宅療養等支援用具	件数	【件/年】	5	6	4
情報・意思疎通支援用具	件数	【件/年】	10	9	9
排せつ管理支援用具	件数	【件/年】	1,104	1,132	1,100
居宅生活動作補助用具	件数	【件/年】	4	1	2
移動支援事業	利用者数	【人/年】	34	37	40
	利用時間	【時間/年】	1,235	1,347	1,450



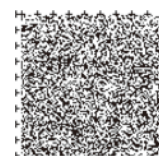
サービス種別	単 位		平成 27 年度 (実 績)	平成 28 年度 (実 績)	平成 29 年度 (見 込 み)
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センターⅡ型)	実施箇所	【箇所】	1	1	1
	利用者数	【人/年】	26	27	28
訪問入浴サービス	実施箇所	【箇所】	1	1	1
	利用者数	【人/年】	2	3	3
日中一時支援事業	実施箇所	【箇所】	17	16	18
	利用者数	【人/年】	63	64	58
自動車運転免許取得費助成	実施件数	【件/年】	0	1	1
自動車改造費助成	実施件数	【件/年】	2	2	2

(3) 障害児通所サービス

サービス種別	単 位		平成 27 年度 (実 績)	平成 28 年度 (実 績)	平成 29 年度 (見 込 み)
児童発達支援	利用日数	【日/月】	228	245	242
	利用者数	【人/月】	67	80	74
医療型児童発達支援	利用日数	【日/月】	0	5	7
	利用者数	【人/月】	0	1	2
放課後等デイサービス	利用日数	【日/月】	429	643	865
	利用者数	【人/月】	60	70	84
保育所等訪問支援	利用日数	【日/月】	1	0	0
	利用者数	【人/月】	1	0	0
障害児相談支援	利用者数	【人/月】	21	28	21

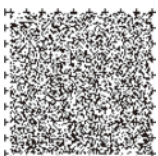
(4) その他の障がい福祉サービス

サービス種別	単 位		平成 27 年度 (実 績)	平成 28 年度 (実 績)	平成 29 年度 (見 込 み)
重度心身障害者 医療費助成	助成額	【千円】	70,230	69,051	70,000
	登録者数	【人/年】	985	980	980
福祉タクシー券交付	助成額	【千円】	4,462	5,631	5,985
	交付者数	【人/年】	412	432	440
難病患者等福祉手当 合計	支給者数	【人/年】	446	413	426
	特定疾患	【人/年】	373	343	362
	小児慢性特定疾患	【人/年】	73	70	64

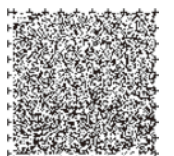


4 第4期障がい者福祉計画の主な施策の評価について

(1)生活支援 の充実	評 価
	下野市地域自立支援協議会において専門部会を設け、障害福祉サービスや相談支援体制の充実に向けて課題の共有や解決策の協議・実施に努めました。今後は、情報提供体制や家族の支援等の充実を図るため、基幹型相談支援センターの設置を検討する等、相談支援体制の更なる強化が必要です。
(2)生活環境 の充実	評 価
	災害時における安全確保を図るため、要援護者台帳の整備やホームページやメール配信等による災害情報の提供等、避難支援体制の整備に努めました。また、下野市総合防災訓練等を実施し、災害時に速やかな避難体制がとれるよう努めました。福祉タクシーやデマンドバスの利用促進による移動支援も図っていますが、今後も引き続き生活環境の充実に向けて事業を進める必要があります。
(3)保健・医療体制 の充実	評 価
	障がいによる負担軽減のため、自立支援医療や医療費助成等の制度の周知及び利用促進に努めました。また、乳幼児健診や就学時健診等により疾病や障がいの早期発見・対応を行えるよう努めました。今後は複雑多岐化するニーズに対応できるよう、保健・医療に加え、福祉等の関係機関との連携の更なる強化が必要です。
(4)保育・教育体制 の充実	評 価
	こばと園を中心とする療育機関や市内の保育所・幼稚園、教育委員会等と連携し、保育・療育が受けられる支援に努めました。 また、発達障がい児の理解促進のため、市民、市内保育所・幼稚園・療育機関等の職員を対象に、講演会を実施しました。さらに、特別支援学校生には教職員と社会福祉課の保健師が連携し、卒業後の進路支援を行っています。 今後、増加する障害児福祉サービスの見込量確保に向けて、市内外の事業者との連携や、医療的ケアを要する児への支援体制整備が必要です。



(5)就労支援 の充実	評 価
	<p>障がい者が自立した生活を営むことができるよう、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、障がいの種別・程度等に応じた総合的な就労支援に努めました。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所に通所する障がい者の工賃向上に繋がるよう、優先調達に努めました。さらに、障がい者の雇用事例や就労支援事例を広報紙に掲載するほか、福祉フェスタや障がい者週間において事例掲示等を行い、障がい者雇用の理解促進に努めました。</p> <p>今後も障がいのある方の就労支援体制の充実のため、関係課・機関等と連携して事業を進める必要があります。</p>
(6)社会参加 の支援	評 価
	<p>障がい者が地域の一員として、文化・スポーツ活動等に積極的に参加できるよう、各種行事やイベント等の環境づくりや情報周知に努めました。また、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業等を実施し、意思疎通支援による社会参加の促進に努めました。</p> <p>今後は市内の障がい児・者支援団体の活動を周知するための支援が必要です。障がいのある人もない人も相互に理解し、様々な交流を経て社会参加が進むよう努めることも重要です。</p>
(7)協働による まちづくり の推進	評 価
	<p>障害者差別解消法の施行に基づき、障がいの理解に関する講演会の実施や、ヘルプマーク・カードの導入等により、障がいに対する理解促進に努めました。今後も障がいや障がい者に対する理解を深めるために、地域、行政、市民、関係機関等が協働し支えあう地域福祉を推進する必要があります。</p>



5 下野市地域自立支援協議会から出た課題

(1) 就労部会

- ① 12月の障がい者週間で広報紙への障がい者雇用の実態を紹介する取組みの継続。(精神障がい者の雇用事例や就労支援施設からどんな訓練を経て企業に就職するかなどを紹介することも必要)
- ② 庁舎販売の方法を工夫し、売り上げの向上と市民への障がい者理解を促す効果的な啓発活動の検討。
- ③ 商工会や市内工業団地組合と連携した情報交換の実施。
- ④ 福祉的就労の場である市内就労支援施設の現状把握と課題整理。障がい者雇用に関し、商工会や工業団地組合等と連携した情報交換等の実施。

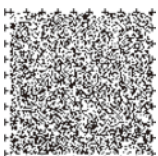
(2) こども部会

- ① 幼稚園、保育所、学童保育、小中学校などの支援員を対象に、軽度の発達障がい児が増えている現状より、その子どもの支援の仕方に関する勉強会の検討。
- ② こばと園スタッフによる各幼稚園・保育所への巡回相談や、国分寺特別支援学校による地域巡回相談等の具体的な支援方法を指導してもらう機会の検討。
- ③ 障がい児と健常者の小さい頃からの交流の検討。

(3) 相談支援部会

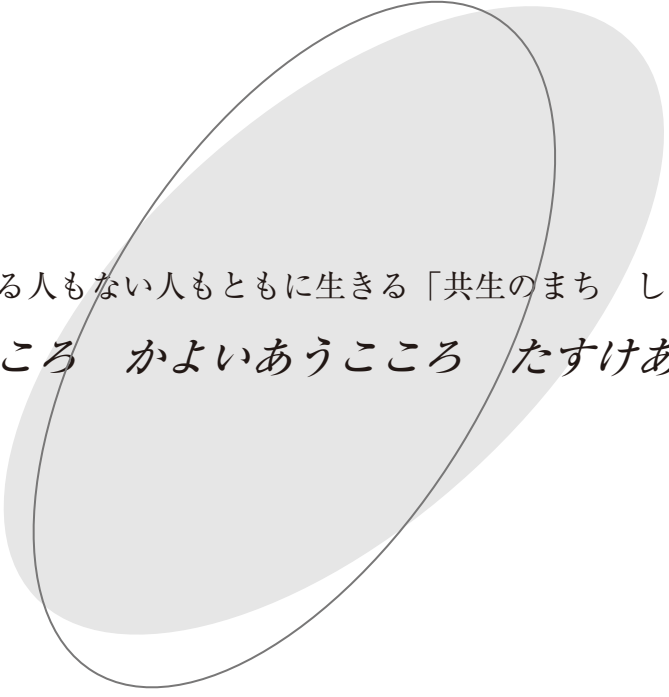
- ① 障害福祉サービス利用に不可欠な相談支援事業所の拡充。
- ② 下野市における相談先(下野市障がい者相談支援センター、社会福祉課等)の普及啓発。
- ③ 基幹型相談支援センターの在り方や方向性の検討。
- ④ 福祉サービスにおける地域課題と対応策の検討。

※自立支援協議会とは、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育、雇用に関わる従事者等が、地域における障がい者等の支援に関する課題について情報を共有し、連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置する機関です。



Ⅲ 計画の基本的な考え方

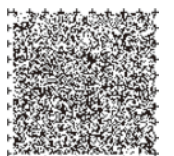
1 計画の基本理念



障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」
「ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ」

計画の基本理念は、前期計画を引継ぎ「ふれあうところ かよあうところ たすけあうところ」とします。

市民誰もが障がいの有無によってわけ隔てることなく、相互人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、障がいのある人もない人もともに生きる「共生のまち しもつけ」を目指します。



2 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、国の定めた基本指針に基づき、以下の基本目標を設定し、各種施策に取り組みます。

1 生活・相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや生活支援事業の量や質の確保、また地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。

障がいのある方やその家族のニーズにあった相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

2 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達に合わせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが、共に成長できるよう、地域社会への参加や、障がいのある子どももいない子どもも共に学べる教育を推進します。

3 社会参加の支援

就労を希望する人がその特性にあった様々な就労支援が受けられるよう、就労支援体制の充実を図ります。

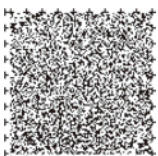
障がいのある人が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

4 協働によるまちづくりの推進

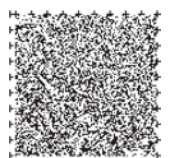
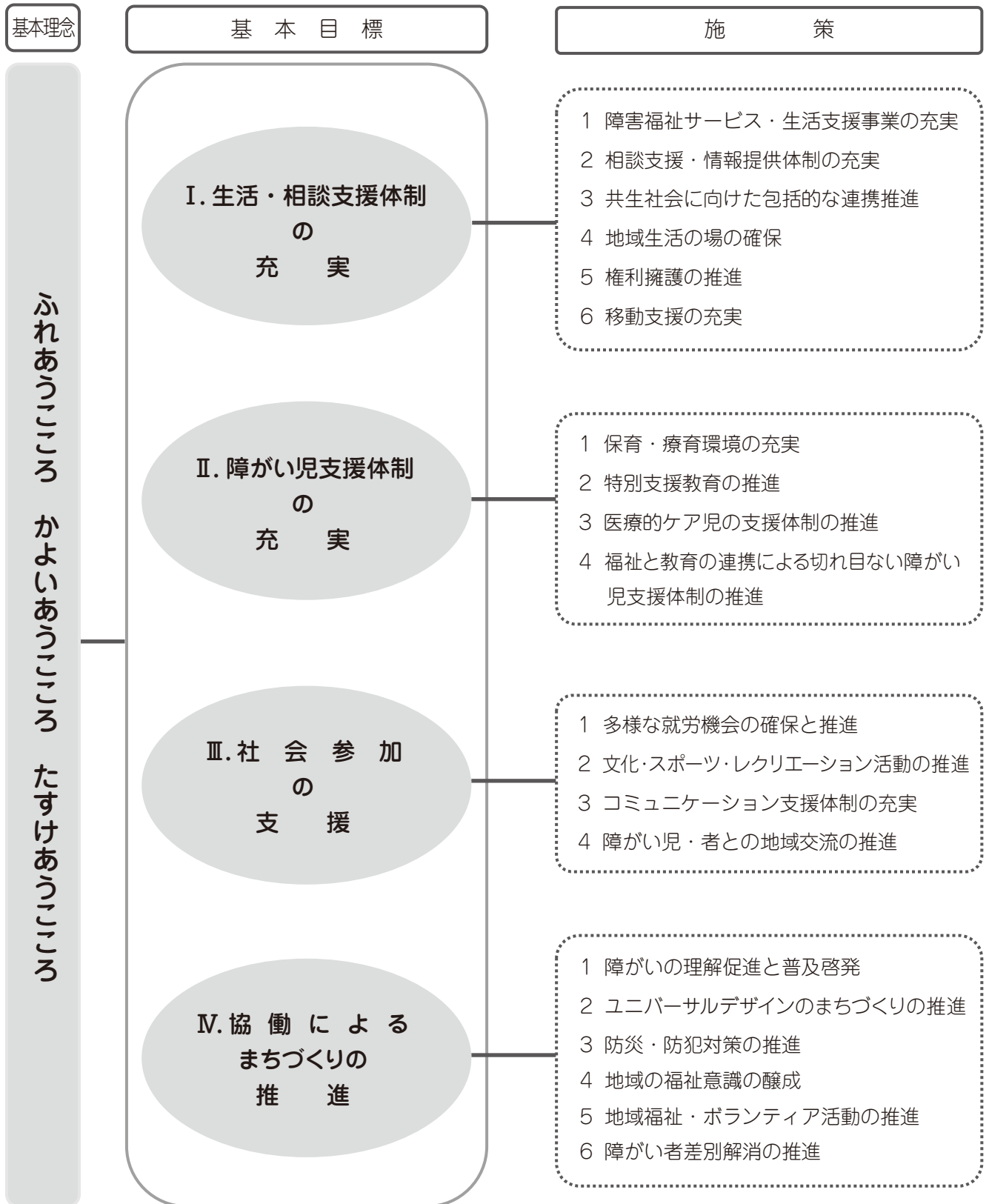
障がいのある人もない人も人としての尊厳や権利が尊重され、社会参加できるよう、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。

地域において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、災害時における避難体制の充実を図ります。

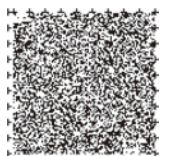
こどもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある人を地域で支える環境づくりに努めます。



3 施策の体系



第2章 障がい者計画

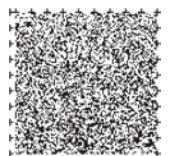


I 生活・相談支援体制の充実

1 障害福祉サービス・生活支援事業の充実

市内外の施設や事業所、関係機関と連携し、利用者のニーズと必要なサービス見込量を把握し、適切なサービスの提供に努めます。

事業名	1. 訪問系サービス（居宅介護、同行援護等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい児・者が住み慣れた自宅において、自立した生活を送れるよう、利用者、施設入所者及び入院者の地域移行者数を勘案し、適切なサービスを提供します。
事業名	2. 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい者が施設等において、就労訓練やリハビリテーション、創作的活動等、日中活動を行うサービスを提供します。
事業名	3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇在宅での生活が困難な障がい者に、居住の場と日常生活の支援を行うサービスを提供します。
事業名	4. 計画相談支援（計画相談支援、地域移行支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障害福祉サービス等の利用や継続に際し、障がい児・者の心身の状況や環境等を勘案したサービス利用計画を作成するとともに、定期的に相談支援を担うサービスを提供します。 ◇医療機関や関係機関と連携し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行や、定着を支援するサービスを提供します。
事業名	5. その他の障害サービス（自立支援医療、補装具給付）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい児・者が心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を行うために必要な医療費助成サービスや、障がい児・者の失われた身体機能を補完または代償する補装具を給付します。
事業名	6. 地域生活支援事業（相談支援、成年後見制度利用支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい児・者がその能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援などのサービスを提供します。



2 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある人が個々のニーズに応じた相談ができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得ることができるよう、情報の適切な提供に努めます。

事業名	1. 相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい種別や相談内容が複雑多岐化していることから、相談支援機能強化のため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援センターを平成32年度末までに設置することを目標とします。

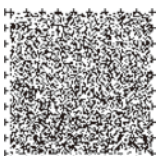
事業名	2. 情報提供体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がいのある人が必要とする情報を取得することができるよう、広報紙やインターネット等を活用しながら分かりやすく発信するほか、保健福祉ガイドブックや各種媒体による情報発信に努めます。

3 共生社会に向けた包括的な連携推進

障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らすことができる地域社会を目指し、保健・医療・福祉・教育等、様々な機関と連携を推進します。

事業名	1. 地域自立支援協議会
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域の障がい福祉に関わる人材・機関を中心に、障がい児・者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。

事業名	2. 関係機関との連携強化
担当課	社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◇障がいだけでなく、子ども、高齢者等も関連する複雑多岐にわたる相談事例に対し、どこに相談しても適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の横断的な連携強化に努めます。 ◇65歳に到達した障がい者が、円滑に介護保険に移行できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターを始めとする関係機関との連携に努めます。



4 地域生活の場の確保

障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう住まいの場の確保を支援します。

事業名	1. 自立した生活の場の確保
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がいのある方の「親なき後」の自立した生活支援、また入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、グループホーム等の誘致を推進し、地域生活の場の確保を支援します。

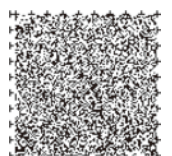
事業名	2. 緊急時の受け入れ先の確保
担当課	社会福祉課
事業内容	◇安定した地域生活が送れるよう、緊急時の受け入れ先の確保等に努めます。

5 権利擁護の推進

『障害者虐待防止法』に基づき、障がい者に対する虐待防止や発生時の早期対応をはじめ、十分な意思表示や自己決定が困難な障がい者の人権や権利が侵害されないよう、権利擁護の推進に努めます。

事業名	1. 権利擁護
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・安全安心課
事業内容	◇意思表示や自己決定など、判断能力が十分でない障がい者の人権や権利を擁護するため、下野市社会福祉協議会や司法書士会リーガルサポート等の関係機関と連携し、あすてらすや成年後見制度の利用推進に努めます。 ◇障がい者が訪問販売や電話勧誘販売等による契約のトラブルなどに巻き込まれないよう、下野市消費生活センターを始めとする関係機関と連携し、権利擁護に努めます。

事業名	2. 虐待の防止
担当課	社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◇障がい児・者に対する虐待の防止や早期発見、対応を図るため、医療機関や福祉事業者、教育機関、地域住民等、関係機関との連携を密にし、地域全体で虐待の防止に努めます。 ◇虐待の通告あるいは通報を受けた場合、適切に対処するために速やかに事実確認を行い、被虐待者の保護と支援に努めます。



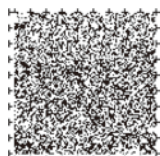
6 移動支援の充実

障がいのある人の社会参加の機会や行動範囲の拡大のため、移動できる環境づくりを推進します。

事業名	1. 移動支援の充実
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◇福祉タクシー利用助成制度については、内容等の見直しの検討を行い、制度の充実及び利用促進に努めます。</p> <p>◇公共交通であるデマンドバスの制度周知、普及啓発を図るとともに、利便性の向上や利用促進に努めます。また、協定事業所等への障がい者理解及び運転手等への制度周知を図ります。</p> <p>◇移動支援事業の周知のため、窓口等において普及啓発を図ります。</p>



小山富士見台病院デイケア 利用者作



Ⅱ 障がい児支援体制の充実

1 保育・療育環境の充実

乳幼児期から一人ひとりの障がい特性や個性に合った支援のため、療育・保育体制の充実を図ります。

事業名	1. 保育所等における障がい児保育等の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	◇保育所、認定こども園、幼稚園において、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備及び保育士等の障がいに対する知識向上や指導者の育成に努めます。

事業名	2. 放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ推進
担当課	こども福祉課
事業内容	◇児童の放課後や長期休業中の安全・安心な居場所として、集団に対応できる児童に対し、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の整備に努めます。

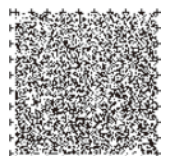
事業名	3. 障害児福祉サービス体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇療育支援や放課後等デイサービスの必要な支援が受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

2 特別支援教育の推進

一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、乳幼児期から成人期まで切れ目ない支援が受けられるよう連携した支援体制を図り、特別支援教育の推進に努めます。

事業名	1. 乳幼児健診等による早期の支援介入
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◇一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた保育・療育・教育を適切に受けられるよう、乳幼児健診や就学時健診などを通じ関係機関等と連携を図り、早期からの一貫した支援を行えるよう努めます。

事業名	2. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	◇特別支援教育に携わる教職員や学校教育サポートセンターの職員の資質や専門性の向上を図るとともに、障がいのある児童生徒が安心して学習・生活ができるよう、一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。



3 医療的ケア児の支援体制の推進

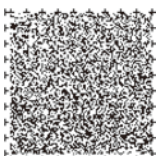
医療的ケアを必要とする児が地域において適切な支援が受けられる体制を構築し、安定した在宅生活が送れる体制整備に努めます。

事業名	1. 医療的ケア児の支援体制の推進
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◇医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに県南障害保健福祉圏域内に設置することを目標とします。

4 福祉と教育の連携による切れ目ない障がい児支援体制の推進

乳幼児期から成人期へと成長する障がい児のライフステージに応じた適切な支援を受け続けられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

事業名	1. 障がい児の相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◇障がい児がそれぞれのライフステージにおいて、乳幼児期から就学期、就学期から成人期に円滑に移行できるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携を密にした支援体制の充実に努めます。 ◇発達障害や高次脳機能障害等、より専門的な対応を必要とする障がい児やその家族に対し、栃木県発達障害者支援センター『ふぉーゆう』や下野市障がい者相談支援センター等と連携し、適切な相談支援に努めます。



Ⅲ 社会参加の支援

1 多様な就労機会の確保と推進

障がい者が、その意欲や適性に応じて就労できるよう、関係機関と連携し総合的な就労支援の推進に努めます。

事業名	1. 就労支援体制の強化
担当課	社会福祉課
事業内容	◇就労を希望する障がい者に対し、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、関係各課等と連携し、障がい者の就労や定着支援を行います。 ◇単身生活で就労する障がい者が安定した生活がおくれるよう、関係機関と連携し、就労と生活の支援を行います。

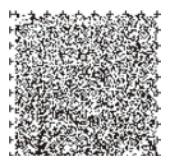
事業名	2. 障がい者雇用に対する理解促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい者雇用の促進に向けて、実際の雇用事例等を広報紙やホームページ等を活用し、理解促進に努めます。 ◇雇用する側と雇用されたい側との相互理解を図るための情報発信を行います。

事業名	3. 官公需の促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇『下野市障がい者優先調達推進方針』に基づき、障害者就労支援事業所等の提供する物品・役務の優先調達を推進します。

2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がい児・者が地域の一員として文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しめる環境づくりを推進し、参加促進のための支援の充実を図ります。

事業名	1. 活動への支援、情報発信
担当課	社会福祉課・生涯学習文化課・スポーツ振興課
事業内容	◇文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進や活動への支援に努めるとともに、障がい児・者が各種講座、イベント等に気軽に参加できるよう合理的配慮に努めます。 ◇各種講座、イベント等の情報を広報紙、ホームページ等を活用し、障がい児・者の活動促進に繋がるよう努めます。



事業名	2. 障がい児・者スポーツの推進
担当課	社会福祉課・スポーツ振興課
事業内容	<p>◇障がい児・者のスポーツ活動の促進のため、障害者スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ推進委員会等の関連団体と連携を図り、障がい児・者が楽しめるスポーツ普及のための教室等を開催します。</p> <p>◇2020東京パラリンピックや平成34年栃木県開催の全国障害者スポーツ大会等をきっかけとし、障がい児・者スポーツの機運醸成に努めます。</p>

3 コミュニケーション支援体制の充実

障がい児・者が多くの人とふれあい、円滑な交流が図れるよう、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。

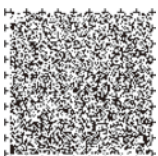
事業名	1. コミュニケーション支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇コミュニケーション支援として、手話通訳ボランティア育成のため広域での講座開催や、社会参加等のための手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣事業を実施し事業の充実に努めます。</p> <p>◇視覚、聴覚等に障がい児・者が円滑にコミュニケーションを図れるよう、適切な日常生活用具の給付に努めます。</p>

4 障がい児・者との地域交流の推進

障がい児・者が地域の一員として生活していけるよう、地域活動や交流活動への参加促進を支援します。

事業名	1. 地域活動への参加促進
担当課	社会福祉課・市民協働推進課
事業内容	◇障がい児・者が、地域の活動に参加できるよう、地域への啓発活動や参加しやすい環境づくりを推進します。

事業名	2. 交流活動への参加促進
担当課	社会福祉課・学校教育課
事業内容	<p>◇下野市社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、障がい者相互の情報交換や障がい者団体づくりに対する支援に努めます。また、障がい者団体等の情報を提供し、団体活動への理解や加入促進を図り、交流機会の拡充を推進します。</p> <p>◇ふれあいふくし運動会、ふくしフェスタ、障がい児・者交流会等の行事を通じ、地域住民と障がい児・者の交流促進に努めます。</p> <p>◇小中学校に通う児童・生徒と特別支援学校に通う障がい児との交流活動を促進します。</p>



IV 協働によるまちづくりの推進

1 障がいの理解促進と普及啓発

障がいや障がい児・者に対する理解と普及啓発に努めます。

事業名	1. 障がいの理解促進と普及啓発
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇障がいや障がい児・者への理解を促進するために、広報紙やホームページ等各種媒体やイベント等の機会を活用するほか、市民を対象とした講演会を開催するなど、周知啓発を図ります。</p> <p>◇障がいや障がい児・者に対する理解のための『ヘルプマーク、ヘルプカード』の普及啓発に努めます。</p>

2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人にあったユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

事業名	1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
担当課	都市計画課
事業内容	◇障がい児・者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

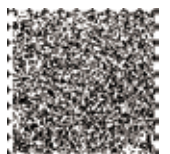
事業名	2. バリアフリー化の推進
担当課	社会福祉課・都市計画課・建設課
事業内容	<p>◇栃木県『ひとにやさしいまちづくり条例』に基づき公共施設等のバリアフリー化を推進します。</p> <p>◇身体障がい児・者が住み慣れた自宅で住み続けられるよう、住宅改修等により日常生活環境の整備を支援します。</p>



ヘルプカードの画像



ヘルプマークの画像



3 防災・防犯対策の推進

すべての障がい児・者が安全・安心な生活を営めるよう、防災・防犯対策を推進します。

事業名	1. 防災、災害時対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◇災害時における要支援者の名簿登録を推進し、民生委員児童委員との連携を図り要支援者の支援体制の強化に努めます。また、障がい児・者が避難所において安心した避難生活ができるよう、必要な居住スペースの配慮に努めます。</p> <p>◇民生委員児童委員、下野市社会福祉協議会と連携した下野市総合防災訓練等を実施し、防災に関する情報の周知とともに災害時における適切な避難体制の整備に努めます。</p> <p>◇災害等の際に支援を得られやすくするため、必要な支援内容等を予め記入し所持できる『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。</p>

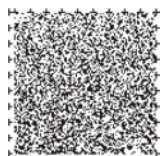
事業名	2. 防犯対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	◇安全安心に暮らせるよう、警察署と連携を図り、地域における防犯対策の推進と防犯意識の向上に努めます。

4 地域の福祉意識の醸成

障がいについての理解を深めるとともに、地域の福祉意識の醸成を図ります。

事業名	1. 体験学習・福祉教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	◇子どもの頃から福祉に対する意識を醸成させるため、学校と下野市社会福祉協議会が連携し、様々な体験学習の機会を通し福祉教育活動を推進します。

事業名	2. 地域の人材による啓発活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域に根差して活躍する民生委員児童委員や障害者相談員の活動を通し、福祉に対する意識の醸成に努めます。



5 地域福祉・ボランティア活動の推進

互いに支え合う地域社会を目指し、地域福祉やボランティア活動を推進します。

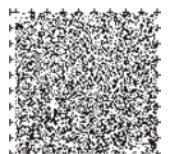
事業名	1. ボランティア活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇下野市社会福祉協議会等と協力し、地域活動のけん引となるボランティア養成活動を支援します。 ◇栃木県県南健康福祉センターと連携し、精神障がいのピアサポーターの周知に努め、活動の促進に繋がるよう支援します。

事業名	2. 地域福祉計画推進体制の整備促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇平成29年3月に策定した『第2期下野市地域福祉計画』に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民、福祉関係の事業者・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で地域の福祉課題の解決に取り組みます。

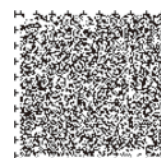
6 障がい者差別解消の推進

障がいのある人もない人も、互いに認め合い共に生きる『共生社会』の実現に取り組めます。

事業名	1. 障がい者差別解消の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇『障害者差別解消法』に基づき、障がいのある方に対し不当な差別的取り扱いの禁止や過重にならない範囲で対応する合理的配慮の提供及びその周知のための普及啓発を図ります。 ◇外見では障がいがあることがわかりにくい方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。



第3章 第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画



I 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値

国の定める基本指針において示された目標および県が示した本県の特殊事情を勘案して算出した目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、一般住宅等への移行が可能な方について地域移行を推奨し、平成 32 年度末までに施設入所者の 3 %以上が地域移行できることを目標とします。そのため、地域生活支援の充実に努めます。
- ②平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム等に移行が可能な方について移行を推奨し、平成 32 年度末までに施設入所者を 2 %削減することを目標とします。そのため、生活支援の充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

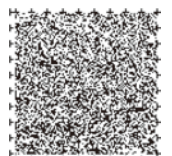
平成 32 年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を、市単独整備または近隣市町との共同整備を検討の上、1 か所の整備を目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①平成 32 年度末に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍を目標とします。
- ②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割増加を目標とします。
- ③就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割にすることを目標とします。
- ④各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率について 80%以上を目標とします。

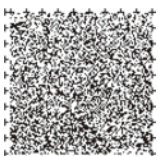


項目	目標値	備考
①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	2人	平成28年度実績0人
②就労移行支援事業の利用者数	23人	平成28年度末時点の利用者数19人
③就労移行率3割以上である就労移行支援事業所数	1箇所	平成28年度末時点で市内就労移行支援事業所2箇所（うち、就労移行率3割以上の事業所0箇所）
④就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%	平成30年度からの新規サービス

これらのほか、関係機関と連携し、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援を実施するとともに、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。また、下野市障がい者優先調達推進方針に基づき、市内障害者就労支援施設等の受注機会の拡大に努めます。

（5） 障がい児支援の提供体制の整備等

- ①平成30年度末までに、市内または県南障害保健福祉圏域内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。
- ②平成32年度末までに、市内または県南障害保健福祉圏域内に、児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1箇所ずつ整備することを目標とします。
- ③平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用出来る体制の整備に努めます。



2 障害福祉サービスの実績・見込量および確保の方法

第5期障がい福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量およびその確保のための方法は以下のとおりです。ただし、各サービスとも平成29年度の実績は平成29年12月末時点での見込値になります。

(1) 訪問系サービス

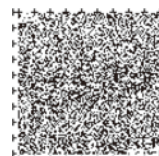
訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問系サービス 合 計	利用時間 【時間/月】	1,099 (1,246)	1,160 (1,326)	1,382 (1,406)	1,435	1,485	1,547
	利用者数 【人/月】	74 (79)	81 (84)	89 (89)	94	98	103
居宅介護	利用時間 【時間/月】	970 (1,120)	1,020 (1,200)	1,209 (1,280)	1,250	1,300	1,350
	利用者数 【人/月】	66 (70)	73 (75)	79 (80)	83	87	91
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間 【時間/月】	24 (14)	36 (14)	48 (14)	60	60	72
	利用者数 【人/月】	2 (2)	2 (2)	3 (2)	4	4	5
行動援護	利用時間 【時間/月】	105 (112)	104 (112)	125 (112)	125	125	125
	利用者数 【人/月】	6 (7)	6 (7)	7 (7)	7	7	7

※上記のサービスの他に、重度訪問介護と重度障害者等包括支援があります。

【見込量確保の方法】

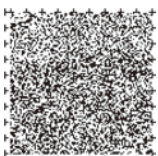
- ・施設や病院等から地域移行が進むことにより、訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。現在ある事業所との連携を強化し、障がいの特性に対応できる人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- ・同じ訪問系サービスを提供する訪問看護事業所とのネットワークも強化し、住み慣れた地域で生活できるよう、医療と福祉の連携による支援体制の構築に努めます。



(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、常に介護を必要としている人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所のほか、平成30年度より新たに就労定着支援の提供を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	利用日数 【日/月】	2,267 (2,200)	2,285 (2,240)	2,449 (2,280)	2,600	2,700	2,800
	利用者数 【人/月】	116 (110)	118 (112)	125 (114)	130	135	140
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	40 (85)	17 (85)	28 (85)	24	24	32
	利用者数 【人/月】	3 (5)	3 (5)	2 (5)	3	3	4
宿泊型自立訓練	利用日数 【日/月】	22 (61)	67 (61)	79 (61)	112	140	168
	利用者数 【人/月】	1 (2)	2 (2)	3 (2)	4	5	6
就労移行支援	利用日数 【日/月】	270 (570)	311 (570)	214 (570)	240	288	352
	利用者数 【人/月】	17 (38)	19 (38)	13 (38)	15	18	23
就労定着支援 【新規】	利用日数 【日/月】	—	—	—	5	10	10
	利用者数 【人/月】	—	—	—	1	2	2
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	334 (133)	450 (133)	570 (133)	627	703	798
	利用者数 【人/月】	17 (7)	23 (7)	29 (7)	33	37	42
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	1,731 (1,748)	1,863 (1,805)	1,998 (1,805)	2,090	2,185	2,280
	利用者数 【人/月】	94 (92)	103 (95)	104 (95)	110	115	120
療養介護	利用者数 【日/月】	5 (5)	5 (5)	6 (5)	6	6	7



サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所 (福祉型)	利用日数 【日/月】	43 (72)	55 (72)	75 (72)	77	84	91
	利用者数 【人/月】	6 (12)	9 (12)	10 (12)	11	12	13
短期入所 (医療型)	利用日数 【日/月】	16 (-)	22 (-)	17 (-)	24	24	30
	利用者数 【人/月】	4 (-)	3 (-)	3 (-)	4	4	5

※上記のサービスの他に自立訓練（機能訓練）があります。

【見込量確保の方法】

- ・ サービスを提供する体制の確保のため、市内をはじめとし、近隣市町に所在する事業所とも調整を図り、適切なサービス量が提供されるよう努めます。また、サービスを必要とする障がいのある人に対して事業所情報の周知や利用支援に努めます。
- ・ 新たに設けられた就労定着支援を含め、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、企業、関係機関との連携を図り、幅広い就労に結び付けられる体制整備に努めます。

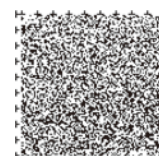
(3) 居住系サービス

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。また、平成30年度より新たに、施設等に入所中の障がい者等の居宅を賃貸住宅等へ移行する支援を行う自立生活援助の提供を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立生活援助 【新規】	利用者数 【人/月】	—	—	—	1	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	47 (44)	47 (45)	47 (46)	52	53	54
施設入所支援	利用者数 【人/月】	56 (54)	57 (53)	61 (52)	59	57	55

【見込量確保の方法】

- ・ 市内における共同生活援助（グループホーム）が少ないことから、現状では近隣市町に所在する事業者で確保している状況です。適切なサービス量の確保の



ため、市内事業者を始め、近隣市町の事業者への事業の拡充について働きかけることに努めます。

- ・施設等から一人暮らしへの移行を希望する方に、新たに設けられた自立生活援助により、定期的な巡回訪問や随時の対応など、必要なサービス提供の体制構築に繋がるよう、市内外の事業者との連携に努めます。

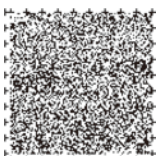
(4) 相談支援

相談支援は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	利用者数 【人/月】	62 (29)	64 (30)	64 (30)	68	72	76
地域移行支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (2)	1 (3)	1	2	3
地域定着支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (2)	0 (3)	1	2	3

【見込量確保の方法】

- ・障がい者等の増加及び施設や病院からの地域移行が進むことから、障害福祉サービスの利用者は増える見込みです。障がい者等が住み慣れた地域で生活することができるよう、計画相談支援事業所の適切な確保に努めます。
- ・精神障がい者の長期入院を予防し自立した生活を支援するため、地域移行支援と地域定着支援の推進に努めます。また、それらのサービス提供を担う事業者と連携し、適切なサービスの確保に努めます。



3 地域生活支援事業の実績・見込量および確保の方法

地域生活支援事業の実施の有無や見込量およびその確保のための方法は以下のとおりです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、市民に障がいの理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

【見込量確保の方策】

- ・障がい者等が住み慣れた地域で生活するためには、地域全体で障がいを理解する必要があります。障害者差別解消法や合理的配慮等、障がいの理解促進に繋がるよう講演や研修の実施に努めます。

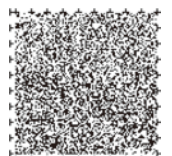
(2) 自発的活動支援事業

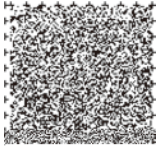
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者や、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自発的活動支援事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

【見込量確保の方法】

- ・障がい者等が地域において自立して豊かな生活を支援するため、今後も自発的活動への支援に努めます。





(3) 相談支援事業

障がい児・者本人やその保護者または障がい者の介護者等からの相談に対応し、必要な情報提供やサービスの調整、訪問支援等を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障がい者 相談支援事業	実施箇所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
基幹相談支援センターの 設置の有無	設置の有無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)	検討	検討	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)	検討	検討	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無 (-)	無 (-)	無 (-)	検討	検討	有

【見込量確保の方法】

- ・従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病や発達障がい、強度行動障がい等、対象範囲が幅広いことから、相談内容も複雑多岐化しています。
- ・支援体制の強化を図るため、基幹型相談支援センターの設置に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援及び成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度は、知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

成年後見制度の利用が困難な方に代わり、市や親族、検察官等が家庭裁判所へ利用申し立てを行う際の支援のほか、利用に要する費用や後見人への報酬を助成します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 【人/年】	2 (2)	1 (2)	1 (2)	1	1	2
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)	検討	検討	検討

【見込量確保の方法】

- ・事業の内容や利用方法について、市広報紙、ホームページ等を通して周知を図ります。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

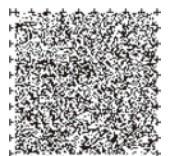
聴覚、平衡機能、音声・言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

また、日常会話程度の手話表現技術の取得を希望する方を対象に、手話の基礎講習会を開催します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣人数 【人/年】	131 (228)	104 (240)	228 (252)	200	200	200
手話通訳者設置事業	設置者数 【人/年】	0 (-)	0 (-)	0 (-)	検討	検討	検討
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数 【人/年】	9 (-)	8 (-)	8 (-)	5	5	5

【見込量確保の方法】

- ・手話奉仕員養成研修の受講者を増やすとともに、県が実施する手話通訳者養成講習会等の受講を促すなど、手話通訳者の増員に努めます。



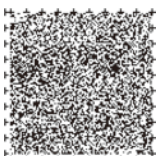
(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、介護支援用具や自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具の給付のほか、バリアフリー等のための住宅改修費を助成します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護・訓練等 支援用具	件数 【件/年】	0 (3)	6 (3)	5 (3)	5	5	5
自立生活 支援用具	件数 【件/年】	7 (3)	10 (3)	8 (3)	8	8	8
在宅療養等 支援用具	件数 【件/年】	5 (7)	6 (7)	4 (7)	5	5	5
情報・意思疎通 支援用具	件数 【件/年】	10 (10)	9 (10)	9 (10)	10	10	10
排せつ管理 支援用具	件数 【件/年】	1,104 (1,200)	1,132 (1,250)	1,100 (1,300)	1,100	1,150	1,200
居宅生活動作 補助用具	件数 【件/年】	4 (3)	1 (3)	2 (3)	2	2	2

【見込量確保の方法】

- ・障がい者等に周知を行うとともに、日々進歩する日常生活用具の機能等に関する情報収集を行い、障がい者等が日常生活を円滑に送ることができるように努めます。



(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、通院や余暇活動への参加等のための外出を支援します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	利用者数 【人/年】	34 (38)	37 (40)	40 (40)	42	44	46
	利用時間 【時間/年】	1,235 (1,125)	1,347 (1,150)	1,450 (1,150)	1,500	1,550	1,600

【見込量確保の方法】

- ・ サービス提供事業所等に対して、県が実施する研修事業を周知し、障がいの特性を理解したガイドヘルパーの育成を支援します。
- ・ 民間事業者の参入を促進し、見込量確保に努めます。

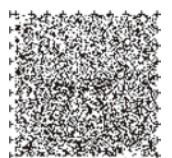
(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を図るほか、障がい者等からの相談に応じます。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センター Ⅱ型)	実施箇所 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
	登録者数 【人】	26 (27)	27 (30)	28 (33)	28	28	28

【見込量確保の方法】

- ・ 障がい者等の地域における交流の場、憩いの場として、より一層センター機能が充実するよう努めます。



【任意事業】

(9) 訪問入浴サービス

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴 サービス	実施箇所 【箇所】	1 (3)	1 (3)	1 (3)	1	2	2
	利用者数 【人/年】	2 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3

【見込量確保の方法】

- ・事業の周知を図りながら、引き続き現状と同様の見込量を確保していきます。

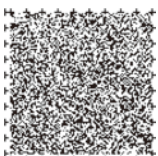
(10) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び家族や介護者の一時的な休息を図ります。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
日中一時 支援事業	実施箇所 【箇所】	17 (27)	16 (28)	18 (28)	18	18	18
	利用者数 【人/年】	63 (60)	64 (60)	58 (60)	60	60	60

【見込量確保の方法】

- ・施設入所者等の地域移行を進めていく中で、日中の活動の場は重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見等を参考に見込量確保に努めます。



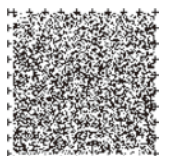
(11) 自動車運転免許取得・改造費助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（免許取得は18万円、改造は10万円を限度）を助成します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第5期計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自動車運転免許 取得費助成	実施件数 【件/年】	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
自動車改造費助成	実施件数 【件/年】	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2

【見込量確保の方法】

- ・事業の周知を図りながら、引き続き自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成に努めます。



4 障害児通所サービスの実績・見込量および確保の方法

第1期障がい児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量およびその確保のための方法は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	利用日数 【日/月】	228 (280)	245 (300)	242 (320)	266	273	280
	利用者数 【人/月】	67 (60)	80 (60)	74 (60)	76	78	80

【見込量確保の方法】

- ・こども発達支援センターこぼと園を中心に、市内及び近隣事業所と連携を図りながら、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた見込量確保に努めます。

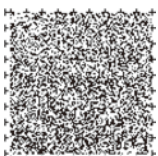
(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童や医療的ケアを要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
医療型 児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (10)	5 (10)	7 (10)	9	12	15
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	2 (1)	3	4	5

【見込量確保の方法】

- ・市内には医療型児童発達支援事業所が無いことから、県内の提供事業所と連携を図りながら、サービス確保について検討を図ります。
- ・県南障害保健福祉圏域での児童発達支援センターの設置について、県および圏域内市町と協議を図り、見込量の確保に努めます。



(3) 居宅訪問型児童発達支援【新規】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 【日/月】	—	—	—	0	0	3
	利用者数 【人/月】	—	—	—	0	0	1

【見込量確保の方法】

- ・既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込み量の確保に努めます。

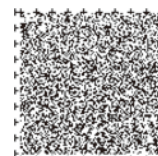
(4) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
放課後等 デイサービス	利用日数 【日/月】	429 (456)	643 (516)	865 (516)	900	970	1,040
	利用者数 【人/月】	60 (76)	70 (86)	84 (86)	90	97	104

【見込量確保の方法】

- ・十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所等に適切な情報提供を図り、見込量の確保に努めます。
- ・「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、事業所にサービスの質の確保への協力を呼び掛け、質の高い支援体制の確保に努めます。



(5) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	1 (2)	0 (2)	0 (2)	0	1	2
	利用者数 【人/月】	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0	1	2

【見込量確保の方法】

- ・既存の事業所や保育所・幼稚園等からの意見を参考に、必要な見込量の確保に努めます。

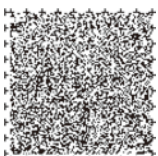
(6) 障害児相談支援

障がい児またはその保護者からの相談に応じるほか、その児童の状態や家族の生活状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。

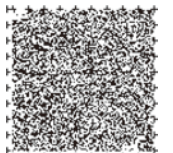
サービス種別	単 位	第4期計画			第1期障害児計画 見込		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	21 (11)	28 (12)	21 (12)	22	23	24

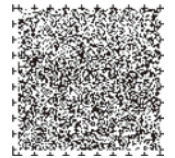
【見込量確保の方法】

- ・「相談支援事業所こぼと」を中心に、障がい児またはその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。
- ・指定障害児相談支援事業者と連携し、障がい児またはその保護者が抱える不安を解消するための支援を行うとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。



第4章 計画の推進





I 計画の推進に向けて

障がい者福祉施策を推進するにあたっては、行政だけでなく、障がい者本人や家族、市民、関係団体、企業、サービス提供事業所等と連携しながら、協働して取り組むことが必要です。

そのため、広報紙やホームページ等を通して、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいがある人もない人も共に生き、暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

本計画の推進については、庁内関係部署・課と関係機関、団体等と連携の強化を進めるとともに、年度ごとに計画の進捗状況について評価し、下野市地域自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗について管理していきます。

II 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の団体、市との連携・協働により、地域に密着した取組を積極的に推進します。そのため、サービス提供事業所、家庭、地域、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 県の役割

県は、広域的な立場から、施設、事業等の適正配置の調整や障害保健福祉圏域での調整、モデル事業の誘導、市が行うことが困難な広域的・専門的取り組みを行うとともに、市や団体等が実施する福祉的活動への支援を行います。

(2) 市の役割

市は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業を取り組んでいくことが責務であることから、公平かつ平等なサービスが提供できるよう努めるとともに、整合性をもって事業が進められるよう関係機関・団体及び各担当課と連携を図り、効果的な事業の推進を図る必要があります。

(3) 本人や家族の役割

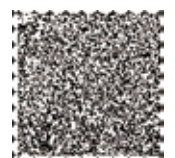
障がい者や家族も、福祉の受け手であると同時に担い手でもあるため、それぞれの立場でできることに取り組む必要があります。

(4) 施設や団体の役割

障がい者支援施設等は、障がい者の自立支援のため、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス等の提供体制に努めるとともに、行政や関係機関等と連携し、質の向上に努める必要があります。

(5) 地域や企業等の役割

地域は、地域に住むすべての人々が、充実した健全な生活を営むことができるよう、地域内での交流を深め、さらに地域の組織や団体の相互間の連携を強化し、共に支え合うための取り組みを図り、企業等は、障がい者が生き生きと安定した暮らしが送れるよう、障がいに対する理解や職場環境等の整備に取り組む必要があります。



障がい福祉計画におけるPDCAサイクルプロセスのイメージ図

基本指針

■障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示。



■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他の確保方策等を定める。

計 画
(Plan)

改 善
(Action)

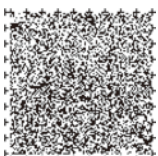
実 行
(Do)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

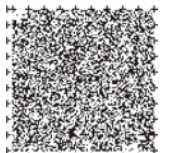
■計画の内容を踏まえ事業を実施する。

評 価
(Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績等を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

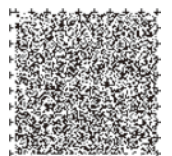


資料編



I 策定経過

開催日	事項	内容
平成 29年 5月 2日	第 1回 下野市障がい者福祉計画 画庁内検討部会	・第 5期下野市障がい者福祉計画の指針及び概要について（国指針・県指針） ・第 5期下野市障がい者福祉計画策定スケジュールについて
平成 29年 5月 12日	第 1回 第 5期下野市障がい者 福祉計画策定委員会	・第 5期障がい者福祉計画に係る国及び県の基本方針について ・第 5期下野市障がい者福祉計画策定スケジュール（案）について ・国際医療福祉大学 松永教授による障がい者福祉計画についての講演
平成 29年 7月～9月 計画策定にかかるアンケート調査・分析		
平成 29年 9月 26日	第 2回 下野市障がい者福祉計画 画庁内検討部会	・アンケート調査結果について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見について ・計画骨子（案）について
平成 29年 10月 2日	第 2回 第 5期下野市障がい者 福祉計画策定委員会	・アンケート調査結果について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見について ・計画骨子（案）について
平成 29年 12月 6日	第 3回 下野市障がい者福祉計画 画庁内検討部会	・第 5期下野市障がい者福祉計画案について ・計画の愛称（案）について
平成 29年 12月 14日	第 3回 第 5期下野市障がい者 福祉計画策定委員会	・第 5期下野市障がい者福祉計画案について ・国際医療福祉大学 松永教授による総括 ・計画の愛称（案）について
平成 30年 2月 5日～2月 26日 パブリックコメント		
平成 30年 3月 7日	第 4回 第 5期下野市障がい者 福祉計画策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・計画（案）の承認



Ⅱ 下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年5月10日

告示第79号

改正 平成26年3月17日告示第36号

平成26年4月1日告示第57号

平成27年4月1日告示第75号

平成29年3月1日告示第28号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、下野市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平26告示57・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織するものとし、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 下野市地域自立支援協議会委員
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

（平29告示28・全改）

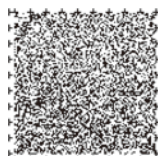
(任期)

第4条 委員の任期は、下野市障がい者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。



- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平29告示28・旧第10条繰上)

附 則

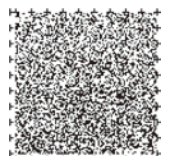
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

附 則 (平成26年3月17日告示第36号)



この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第57号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第75号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

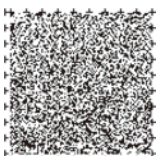
別表（第7条関係）

（平26告示36・平27告示75・一部改正）

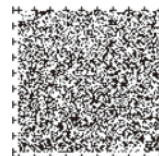
総合政策課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、学校教育課

Ⅲ 下野市障がい者福祉計画庁内検討部会

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	下野市健康福祉部	部 長	山中 宏美	部会長
2	下野市総合政策部総合政策課	課 長	谷田貝明夫	
3	下野市市民生活部安全安心課	課 長	山中 利明	
4	下野市健康福祉部社会福祉課	課 長	手塚 均	副部会長
5	下野市健康福祉部こども福祉課	課 長	落合 好江	
6	下野市健康福祉部高齢福祉課	課 長	小川 幸男	
7	下野市健康福祉部健康増進課	課 長	大島 浩司	
8	下野市教育委員会学校教育課	課 長	海老原 忠	

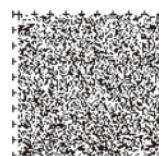


IV 下野市障がい者福祉計画策定委員会名簿



◎委員長 ○副委員長

	区 分	氏 名	所 属
1	相談支援事業所	鈴木 寿弥	下野市障がい者相談支援センター 相談支援専門員
2	障害福祉サービス事業所	加藤英理子	下野市社会福祉協議会 サービス管理責任者
3	障害福祉サービス事業所	◎鱒淵 泰子	社会福祉法人はくつる会 工房つばさ 施設長
4	障害福祉サービス事業所	山中 徹弥	社会福祉法人下野会 国分寺学園 統括施設長
5	障害福祉サービス事業所	武田 佳子	社会福祉法人パステル 下野市こども通園センターけやき 管理者
6	障害福祉サービス事業所	安田 信子	学校法人むつみ学園 むつみ愛泉こども園 副園長
7	障害福祉サービス事業所	臼井 雅子	下野市こども発達支援センターこばと園 保健師
8	保健医療関係	高木 千恵	医療法人心救会 小山富士見台病院 医療相談部 課長
9	保健医療関係	小島 好子	自治医科大学附属病院 患者サポートセンター 医療福祉相談室 室長
10	教育雇用関係	齋藤 琢磨	栃木県立国分寺特別支援学校 進路指導主事
11	教育雇用関係	白石 孝子	下野市教育委員会 学校教育課 指導主事
12	教育雇用関係	梁島 和由	県南圏域障害者就業・生活支援センター「めーぶる」主任就業支援担当
13	教育雇用関係	大橋 珠恵	下野市立しば保育園 園長
14	障がい者団体	○粥見 美夏	いいこみ 代表
15	障がい者団体	前野 澄子	小山地区精神保健福祉会 やしお会 理事
16	障がい者団体	本田 陽子	すまいるの会 障がい児者保護者代表
17	法律関係	高橋佐貴子	司法書士 大門事務所
18	指導機関	深津 静枝	栃木県県南健康福祉センター 地域保健部長補佐兼健康支援課長
19	公 募	高橋 秀男	公募委員
20	公 募	橋本 恵子	公募委員
	アドバイザー	松永千恵子	国際医療福祉大学 医療福祉部 医療福祉マネジメント学科 教授
	コーディネーター	大嶋奈央子	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター
	コーディネーター	毛呂 貴宏	下野市障がい者相談支援センター 相談支援専門員



V 下野市地域自立支援協議会条例

平成25年3月22日

条例第7号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び総合支援法第89条の3第1項の規定により、下野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

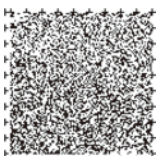
- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 市町村相談支援機能強化事業等による市の相談支援体制支援に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所関係者
- (2) 障害者支援施設及び福祉サービス事業所関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 障害者及びその家族又は関係団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)



第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(分科会)

第7条 協議会に、特定の障害者福祉サービス等の検討を行うため、分科会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める

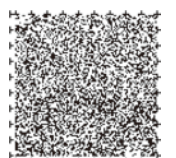
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市地域自立支援協議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。



VI 用語の解説

【あ 行】

アスペルガー症候群

知的には問題ありませんが対人関係に障がいがあります。限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は自閉症と共通した障がいです。

医療的ケア児

医療的な処置やケアを必要とする重症心身障がい児のことで、医療技術の進歩等を背景として、近年増加しています。

NPO

Non Profit Organization (利潤を分配しない組織) の頭文字をとったもので、通常民間非営利組織と呼ばれています。

【か 行】

学習障がい (LD)

全体的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算する等の特定の能力の習得に困難がある状態の障がいです。

官公需

国、県、市町村などの官公庁等が、物品の購入、役務の提供や工事の発注をすることです。

ケアマネジメント

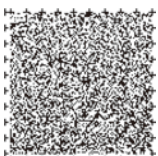
利用者の自立支援を目標とし、心身及び社会生活上の介護等のニーズを充足させるため、援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うことです。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合、障がい児・者の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい児・者からの相談に対応し、サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う支援のことです。

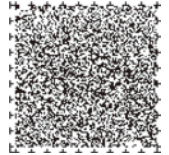
権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利を守ることやニーズの獲得を行うことです。



高機能自閉症

自閉症のうち、知的障がいを伴わないもので、通常IQ（知能指数）が70以上ある場合を差します。アスペルガー症候群などが該当します。



高次脳機能障がい

事故や病気などによって脳が損傷を受けたことで、さまざまな症状が現れ、その中でも思考、記憶、行為、言語、注意などの脳の機能に障がい起きた状態です。

広汎性発達障がい（PDD）

自閉症、アスペルガー症候群等の総称です。

【さ 行】

自閉症スペクトラム（ASD）

一般的に、こだわりの強さや社会性、コミュニケーションの難しさなどの傾向を示す発達障がい。一般に知的障がいを伴う場合が多いですが、アスペルガー症候群のように、知的障がいを伴わないケースもあります。

社会資源

社会的ニーズを充足するさまざまな物資や人材の総称です。社会福祉施設、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材などを指します。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図るために、すべての市町村に設置された民間の福祉団体です。また、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加、協力を得ながら活動しています。

障害支援区分

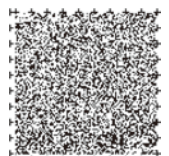
障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村が福祉サービスの種類や量などを決定するために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分です。障害福祉サービスで介護給付を受ける場合はこの区分認定が必要です。

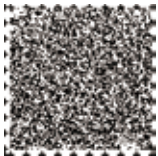
障害者基本法

障害者の施策や理念を定めた法律。障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、障がい者の自立と社会参加等を促進することを目的としています。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより障害者の利益の擁護に資することを目的に平成24年10月1日から施行されています。





障害者雇用率制度

一定数以上規模の企業等に対して、雇用している労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者の割合（障害者雇用率）を設定し、企業等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保証する制度。平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主に制度の適用が拡大されています。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行されています。

障害者週間

国際障害者年を記念し、障がい者問題について、広く人々の理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図るために「障害者の日」が設けられました。これを受け「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日（1975年12月9日）を「障害者の日」とし、また、障害者基本法において、毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としました。

障害者総合支援法

障がい児（者）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。

障害者の権利に関する条約

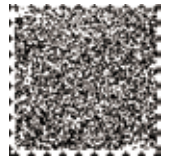
障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が第61回国連総会において正式に採択され、わが国も平成19年9月28日、国連において署名。この条約は、すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的人権の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

障害保健福祉圏域

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域です。

栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の6つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本市は県南障害保健福祉圏域に属します。





職場適応援助者（ジョブコーチ）

知的障がい者、精神障がい者等の職場での適応を容易にするために、障がい者が働く職場にジョブコーチを派遣し、実際の職場の状況に応じて、職務を円滑に遂行するために必要な技能に関する指導や職場における支援対象者の特性に関する理解の促進に係る援助などの支援を行う人です。

職場適応訓練事業

就労をめざす方が、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施する事業です。

自立支援医療

心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療です。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法第12条の3の規定にもとづき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として栃木県から委託を受けた民間の協力者です。現在は権限移譲により、市町が委託を行っています。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法にもとづき交付され、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付します。

精神障害者ステップアップ雇用奨励金制度

精神障がいのある方を試行的に雇用し、短時間の就業からはじめ、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていくステップアップ雇用に取り組んでいただく事業主に雇用奨励金を支給する制度。

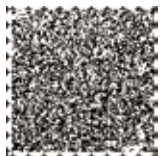
精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法にもとづき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し、証票として都道府県知事等が交付します。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がい者の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てをし、対象となる方の契約行為や金銭管理などの援助をする人（成年後見人、保佐人、補助人）により、権利の擁護、支援を行う制度です。





相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活がおくれるよう支援する事業です。

【た 行】

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市区町村が設置します。

地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法第15条の2の規定にもとづく、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として、栃木県から委託を受けた民間の協力者。なお、権限移譲により市町が委託を行うこととなります。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

落ち着くことができない「多動」、一つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」を特徴とする発達障がいで、日常活動や学習に支障をきたす状態。

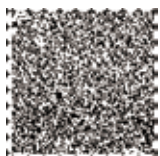
【な 行】

内部障がい

内部障がいは、身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいの総称です。

難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化しています。難病新法の制定により平成27年1月から対象疾患が順次拡大し、指定難病疾患数が330疾患、小児慢性特定疾患数が722疾患となっています。



【は 行】

発達障がい

精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは、人によってさまざまとなっています。自閉症・アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障がい（PDD）・学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）などがあります。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律です。

バリアフリー

自らの意思にもとづく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、街の中や施設・住宅・人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにすることです。

ピアカウンセリング

ピアとは、「仲間」という意味で、「障がいについては障がい者こそが専門家」という考えのもとに、障がい者自身が障がい者の相談を行うことです。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人利用可能なデザインにすることです。

【ら 行】

療育

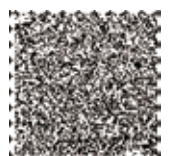
障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

療育手帳

知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の知的障がいのある人に対し、申請にもとづいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付します。

レスパイト

小休止、一時預かりという意味があり、障がい児・者をもつ親、家族を一時的に一定の期間その障がい児・者の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復するよう援助することです。



第5期下野市障がい者福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行編集：下野市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ
〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地

電話 0285 (52) 8900 FAX 0285 (32) 8601

